

北海道大学
大学院公共政策学連携研究部・教育部

外部評価委員会 評価報告書

2007

外部評価委員会評価報告書目次

ご挨拶	1頁
外部評価委員会委員名簿	3頁
外部評価委員会実施概要	4頁
I. 外部評価委員会評価結果	5頁
II. 自己点検・評価報告書	11頁
III. 外部評価委員会資料	45頁
資料1. 公共政策大学院外部評価委員会規程	47頁
資料2. 検討資料(概要)	49頁
資料3. 配布資料リスト	59頁
資料4. 付録資料	
付録資料(1)---志願者・合格者・入学者状況表(資料12)	61頁
付録資料(2)---公共政策大学院シンポジウム一覧(資料14)	63頁
付録資料(3)---授業時間割(資料21:平成19年度分のみ抜粋)	69頁
付録資料(4)---公共政策学教育部規程(資料22)	73頁
付録資料(5)---H19年度 各種委員会名簿(全学・公共政策大学院)(資料32)	85頁
付録資料(6)---学生への経済的支援実績一覧(資料39)	89頁

ご挨拶

北海道大学大学院

公共政策連携研究部長・公共政策学教育部長

佐々木 隆生

北海道大学公共政策大学院（大学院公共政策学教育部）は平成17年度に、高い政策能力をもって活動できる人材養成への社会的要請に応えるべく開設され、平成18年3月に社会人特別選考を経て入学した1年履修生2人を、続いて平成19年3月には最初の専門職学位2年課程の修了者31名を社会に送り出しました。また、平成19年4月には、公共政策大学院の中に、公共政策学研究センターを開設いたしました。

北海道大学の公共政策大学院は、「理論と実践」、「官と民」、「地方と国際」の融合と交流によって公共政策を新たな視点から見ることはもちろんのこと、実務家教員などの配置に関する北海道大学全体の支援と法学研究科、経済学研究科、工学研究科の3研究科の協力を得て、「文理融合」を掲げて公共政策学の再生を展望するユニークな性格をもって設置されました。環境問題を見据えての持続可能な成長の実現、人口の劇的な変動と社会の変容に伴う少子高齢化社会への対応、情報通信革命の中での適切な競争的市場形成、知的基盤社会に対応するインフラストラクチャの革新、グローバル化の集積化と過疎の中での社会の均衡ある発展と災害への対応など、「文理融合」の視点からの公共政策の展開は不可欠となっています。

技術政策学や環境技術論、プロジェクト・マネジメント論、都市交通政策事例研究、災害危機管理事例研究などの科目に文系出身の学生が多く参加し、法政策学、公共政策学、経済政策論、公共哲学、リーダーシップ論、国際政治経済学、地域政策事例研究、行政経営事例研究などの科目に理系出身の学生が多く参加する、そしてそれらの学生が共に議論しながら道州制についてのシンポジウムを企画する。このような光景が現実に生まれています。また、そのような先端的試みを理解して全国から多くの学生が北海道大学に集まっています。

「文理融合」に基づく公共政策学の再生と公共政策における実践の革新は、おそらく19世紀の自由主義への転換、さらに公教育や社会保障などの導入にみられる19世紀後半から20世紀にかけての公共政策の改革、第2次大戦後に生じた公共政策の革新に続く歴史的な意義をもつものと考えられます。

公務員制度も大学における専門教育システムも未だ19世紀以来の「専門」に

よって制度化されている中で、北海道大学がこのような先端的な試みに着手したのは、基本理念である「フロンティア精神」、「実学の重視」、「国際性の涵養」、「全人教育」に基づくものです。

公共政策大学院では、教員が出身を問わずに 1 つの教育組織を形成して議論を行い、教員と学生の交流を絶えず維持して、自らが掲げる理念と目標の実現を追求しています。しかしながら、公共政策大学院の活動は、教員と学生の交流や公的な大学評価(accreditation)だけでなく、社会的な評価によってはじめて支えられます。否、むしろ社会との応答こそ専門職大学院に求められるものに他ありません。そこで、第 1 期生が修了した本年、公共政策大学院は、公共政策に深い関わりをもつ委員の方々に外部評価をお願いし、6 月に外部評価委員会が開催され、このたび報告書が完成いたしました。外部評価に際しては評価書ならびに資料を作成し、委員の方々に存分の検討をいただき、貴重な提言をいただきました。ここに、外部評価委員会からいただいた提言を活かし、公共政策大学院を一層発展させることを期して、外部評価委員会評価報告書を公刊する次第です。

2007 年 10 月

外部評価委員会委員名簿

委員長：森田 朗（東京大学公共政策大学院長）
関 寛（中道リース代表取締役社長）
見野 全（北海道庁監査委員）
土屋 公三（土屋ホーム代表取締役会長）
福永 法弘（日本政策投資銀行北海道支店長）

外部評価委員会実施概要

1. 日 時： 平成19年6月29日（金）15：30～17：30

2. 場 所： 北海道大学法学研究科・法学部小会議室

3. 委員出席者：森田 朗（東京大学公共政策大学院長）
福永 法弘（日本政策投資銀行北海道支店長）
見野 全（北海道庁監査委員）
土屋 公三（土屋ホーム代表取締役会長）
欠席者：関 寛（中道リース代表取締役社長）
※（書面による意見書の提出あり：席上配付）

公共政策大学院出席者（同外部評価委員会要項第7条に基づく出席者）

佐々木隆生（公共政策学連携研究部長・教育部長）
中村 研一（公共政策学連携研究部副部長・副教育部長）
宮脇 淳（前公共政策学連携研究部長・教育部長）

事務部陪席者

山田法学研究科・法学部事務長、野崎同事務長補佐（庶務担当係長），中崎同庶務担当主任、佐藤同教務担当係長

4. 備 考：

委員会に先立ち、資料一式を持参の上で事前説明を行った。

- ・6月20日 森田委員
- ・6月25日 見野委員、関委員、土屋委員
- ・6月28日 福永委員

I. 外部評価委員会評価結果

平成 19 年 10 月 24 日

国立大学法人北海道大学
公共政策学教育部長（公共政策大学院長）
佐々木隆生 殿

北海道大学公共政策大学院外部評価委員会
委員長 森田 朗

1. 総括

【評価の視点】

北海道大学大学院公共政策学教育部（以下、公共政策大学院と略す。）は、平成 17 年 4 月に専門職学位課程の大学院として開設された。

公共政策系専門職大学院は、平成 14 年の学校教育法改正により、平成 15 年より創設された専門職大学院の一類型であるが、制度上その基準や形態が明確に定められているわけではなく、専門職大学院共通の設置基準が適用されている。したがって、平成 15 年 3 月に「公共政策系大学院（仮称）に関する検討会」による「公共政策系大学院の在り方に関するまとめ」が、設置基準をより具体化したガイドラインとなっている。それによれば、公共政策系専門職大学院とは、公務員制度改革等の動きの中で、公務に関して、大学院レベルでの社会的・国際的に通用する高度専門職業人要請やプロフェッショナル教育充実への期待が高まっていることに応えて、「政策の企画立案から実現、評価までのプロセスを、高度で実践的、専門的にトレーニングする高度専門職業人の養成を目的とする大学院」とされている。

国際的にアメリカのハーバード大学ケネディ・スクール、コロンビア大学公共政策大学院（SIPA）、プリンストン大学ウッドロー・威尔ソン・スクールなどが公共政策に高い能力を有する人材を育成し、国際機関、政府、自治体をはじめ広い分野で修了者が活躍していることはよく知られている。こうした公共政策系大学院を設置する動きは、アメリカのみならず世界的に広がっており、アジアでは韓国のソウル国立大学の行政大学院、シンガポールのリー・クアンユー公共政策大学院（LKY-SPP）などがあり、さらにこうした各国の公共政策系大学院の間での国際的ネットワーク形成の動きも現実化している。

だが、公共政策大学院のイメージは明確であるにしても、それが具体的に備えるべき要件については必ずしも明確ではない。殊に、我が国の場合、他の専門職大学院とは異なり、公務員試験やその他の資格等と公共政策系大学院の学位が結びついていないこともあります、緩やかなガイドラインに縛られているものの、実際には多様な名称や教育内容、学位名称を持ったものを設置することが可能となっている。このような事情に加えて、専門職学位課程ではなく通常の大学院において「公共政策」の名称を掲げた大学院が存在する。こうした中で、公共政策系専門職大学院が独自の使命を果たし、その意義を確立していくためには、設置基準等に基づくミニマムの要素を満たすだけでなく、各大学院がめざす教育上の目的に照らして、それに必要な要素が的確かつ十分に配置され、さらにそれらの要素を体系的に編成しなければならず、かつ目的に照らしての実績を挙げることが必要である。

北海道大学公共政策大学院外部評価委員会は、上に述べた観点に立ち、北海道大学公共政策大学院の「自己点検・評価報告書」（本評価報告書に「II」として添付）ならびに「外部評価資料」（本評価報告書「III」に資料を添付）に基づいて、理念と目的、入学者選抜、教育課程、教育の成果、教員組織、教育環境、教育の質の向上及び改善などにわたって仔細に検討し、平成19年6月29日（金）には北海道大学公共政策大学院関係者への質疑を実施し、審議を行った。

【特色ある理念と目的】

北海道大学公共政策大学院は、次世代を担う高い政策能力を持った人材を、実践志向的な教育および「文理融合」型教育を通じて実現することに置かれている。

なかでも「文理融合」は、北海道大学の特色をなしており、研究者教員は法学、経済学だけでなく工学の領域からも集まり、実務家教員には事務官経験者だけでなく技官の経歴を有する者も含んでいる。教育課程も、我が国の他の公共政策大学院とは異なり、理工系の教育科目を含んだものとなっている。

学生定員の半ばが北海道大学の法学部、経済学部、工学部を中心とする種々の学部から、半ばは首都圏、近畿を含む全国から入学している。また入学の志願者数は定員の2~3倍であり、合格者・入学者数も定員数を安定的に満たしている。入学した学生のうち、理工系学部の卒業者が定員の30%前後を占めるが、これらは、これらは、「文理融合」という特色を反映していると言えるであろう。

さらに、現職の国会議員・自治体議員、また遠隔地の自治体職員などが社会人特別選抜を通じて入学し、学生全体に占める社会人の比率が高い。このことは、公共政策大学院に対する一般的な社会的需要や北海道の地理的特性に加え、

多様な教員配置、「文理融合」などの特色が反映していることを示すであろう。

【教育・学生支援とその成果】

教員組織は、法・経・工の三研究科出身の 15 名、中央省庁など実務家出身者 4 名、そして主に実務経験者からなる特任教授・准教授という多様な教員から構成されている。また、学生も文系・理系双方の学部卒業者および社会人と多様である。したがって、教育課程には、一方で専門職業人の養成という目的を達成する体系性が、他方で個々の学生の経験に応じた柔軟性が要請される。

このような要請に対応して、教育課程には、前提科目群、根幹科目群など学生全体に要求される共通の能力を涵養する科目と、学生の経験に応じて、その能力を涵養する展開科目群とが体系的に配置されている。また、教員総数、科目総数は他の公共政策大学院に比べて多く、複数の種類のリサーチペーパー執筆が可能となるなど学生の多様性に基づく教育上の要請に配慮がなされている。

独自の教育理念・目的実現のために置かれた教務委員会は、学生の意見を聴取しながら継続的にファカルティ・ディベロップメントや教員と科目配置の適正化に取り組んでいる。また、設置後 2 年の経験からカリキュラム編成の改善が図られている。学生の「授業アンケート」の評価が示すように、学生の満足度は高く、教育の質は高く維持されている。

公共政策の実務を教育に反映させる点については、専任の実務家教員 4 名と数名の実務経験のある特任教授・准教授がそれぞれの経験に応じた科目を担当する他に実践科目群を担当し、さらに事例研究などの科目に一線の実務家、研究者を数多く招いている。また、学生を公共政策の職域に派遣するエクステーンシップは、東京から遠隔地にあるハンディキャップを感じさせない充実した派遣先の確保、派遣前後の指導を通じて、高い質を維持している。

学生の学習環境は、自習室に学生の個席が確保されている。教育上のガイダンスでは、個々の学生に履修指導教員が指名されている。また公共政策大学院独自の奨学金の制定やパリ政治学院との交流に基づく海外派遣などの諸側面にわたって多くの努力が払われている。

これらの成果は、就職状況にも反映しており、学生定員の内、文系の学生から行法経の国家 I 種採用に至った者の比率は 20% に及び、理工系学生から理工系国家 I 種採用に至った者の比率も 20% に及んでいる。国家、地方の各種公務員となった者は半ばに達し、民間企業への就職もコンサルティング、国際機関など公務に關係している者の比率が大きい。

【研究面での努力】

専門職学位課程は、法令上、人材養成を目的とするが、北海道大学公共政策大学院の場合、人材養成とともに研究上の目的を持つ点に特徴がある。すなわち、「環境・科学技術政策プロジェクト」など、学際的・文理融合的な大型の研究プロジェクトが特任教員を中心に進められてきた。また、実務家教員の研究を促し、「年報 公共政策学」を刊行し、平成19年度から「公共政策学研究センター」を設置している。

専門職学位課程の大学院にもかかわらず、研究における外部資金の獲得は学術創成、基盤（S）、（A）などを含めて極めて多く、各種事例研究やモジュール科目とも連携した研究プロジェクトを展開、研究水準の上昇が図られていることは注目に値する。このことは、「文理融合」や「官民連携」が教育にとどまらず研究面においても試行され追求されていることを示し、その教育への反映と社会への貢献が注目される。

【総評】

外部評価委員会は、審議から、北海道大学公共政策大学院が、その理念と目的を明確にし、かつそれに基づく教育を行っていることを確認し、同時に生じている諸問題を直視して適切に対応する努力を行っているとの結論に達した。こうした成果を絶やすことなく持続することは社会からも望まれている。

なお、今後の公共政策大学院の発展にあたっては、（1）高い倫理と豊かな人間性を備えた人材、会計的知識を備えて公務を改革する能力を持つ人材の育成や基礎的教育の充実など質の向上を持続すること、（2）大学と関係研究科の支援を得て、教員組織の強化を図ること、（3）寄附講座等外部資金の獲得を含めて組織の発展を図ること、（4）大学と社会の架け橋として機能して、地域社会に持続的な貢献を行なうこと、（5）施設環境において大学の支援を得て整備・充実を図ることなどに留意していただきたい。

困難な財政状況や「文理融合」型教育など新たな試みへの挑戦にもかかわらず、特色ある理念と目的を掲げた北海道大学公共政策大学院の発展は、公共政策系専門職大学院全体の発展、我が国高等教育の改革、社会への大学の貢献などの諸側面において大きな意義と可能性を有する。今後の継続的な発展を願つてやまない。

2. 留意点にかかる委員の個別評価意見

- 「次世代を担う高い政策能力を持った人材の育成」という教育理念と目的は基調であるが、さらに現在の政府や社会のリーダーの在り方を考えると、「高い志と人間性を持った人材の育成」という課題を追求する必要がある。これと関連して、的確な判断力、つまり本質的なもの、長期的な視野を有し、しかも複眼的にものを考えることができる専門的能力を獲得しうるように努力してほしい。
- 国についても地方についても財政問題に的確に対応できる人材が求められている。しかも、財政問題にこれから対処するには民間のキャッシュフロー、損益計算書、貸借対照表などに通じる専門的能力が欠かせない時代となっている。そのような能力を身につけた人材の育成を追求してほしい。
- 公共政策大学院として、良い人材を輩出するのに努力し、またそれが実現していると思われるが、是非北海道に良い人材を配置していただきたい。また、教員も各種の委員会、審議会、講演などで地域社会に貢献しているが、公共政策学研究センターを基盤に地域と大学を結んで、地域が発展するために研究面でも貢献するような大学院を構築していただきたい。
- 社会人に対する教育に力を入れており、現職の自治体職員や議員などが含まれていることは評価できる。22歳の学生ではなく、5年とか10年とか既に公共的な仕事についている人が大学院でもう一回勉強し直すことが公共政策大学院の理念に非常に適合的ではないかと思う。長期履修制度や14条特例を生かして社会人の勉学を支援する現在の試みを継続・発展させてほしい。
- 公共政策大学院では、種々の分野での知識と能力の総合が必要となる。「文理融合」となるとその必要性は一層増大する。だが、大学卒の基礎的なレベルの能力を総ての分野について持つ学生は皆無に近い。このため、公共政策大学院には基本科目群を置いて基礎的教育がなされているが、さらに未履修の学士課程教育が基礎として必要な場合にどうするのかなどの課題に対応する必要がある。
- 収容定員60名に対して70名の教員が配置されて恵まれた教育環境が整備されているが、あまりに受講生が少ない場合に教育効果が損なわれることがあるので、教育課程と教育の仕方の両面での工夫・改善を継続的に行う必要が

ある。

- 非常に工夫した教員組織となっている。また、外部資金の獲得も順調である。だが、財政的には厳しい状況が継続するであろうし、今後充実した教育、さらに公共政策学研究センターでの研究を発展させるためには、寄附講座等の確保による教員組織の充実、外部資金の確保が一層求められる。現在の努力を継続していただきたい。
- 異なる学部・研究科や実務組織から教員が集まりながら、公共政策大学院として掲げた理念と目的のもとで協力して教育を行なっていることは注目に値する。教員の構成がローテーションなどで変わっていくときに、現在あるような協力を持続することは難しい課題だが、是非実現してほしい。
- 学生に自習室が備えられるなど望ましい教育環境となっているが、教員と管理組織が図書館棟、法学研究科棟、経済学研究科棟、工学研究科棟などに分かれており、施設面でのまとまりと充実が望ましい。研究科に属する研究教員が研究科の施設を利用することや事務機構を法学研究科の事務が兼ねるのはやむを得ないとしても、そのほかについて大学の一層の努力と配慮を期待する。

II. 自己点検・評価書

【目次】

1. 理念と目的に関する事項 ······	1
2. 入学選抜に関する事項 ······	4
3. 教育課程に関する事項 ······	7
4. 教育の成果に関する事項 ······	20
5. 教員組織等に関する事項 ······	22
6. 施設・整備等を含めた教育環境、履修環境に関する事項 ······	26
7. 教育の質の向上及び改善に関する事項 ······	30

1. 理念と目的に関する事項

《理念と目的に関する基本的考え方》

- 学校教育法に適合する専門職大学院としての理念と目的（大学院設置基準第1条の2において定めることとされている目的）を明確に定め、当該目的を広く、公表、周知する必要がある。

1-1. 理念と目的の明確化について

(理念)

北海道大学公共政策学教育部（以下「本公共政策学教育部」と略す）の理念は、次世代を担う高い政策能力を持った人材の養成という増大する社会的ニーズに応えることにある。

(目的)

この理念を現実のものとするため、

- ①既存の研究科の壁を取り除き、文系・理系等の専門領域を越える「文理融合」型教育を目指すこと、
- ②実務界の職域との情報のフィードバック・ループ等を構築し、実践的な教育を目指すこと、

を通じて、高度な政策専門家を体系的に養成することを明確な目的としている。

(養成する人材像)

この目的に基づき養成する高度な政策専門家たる具体的な人材像としては、

- ①国、地方を通じた政府機能の再編による公共部門と民間部門の流動化、相対化に対してその架け橋となる人材、
- ②効率的で効果的なマネジメント体制と新たな公共サービスの再編成を可能とする公共経営能力を持った人材、
- ③国際的な視野から各国内外の公共秩序形成の政策課題を認識できるグローバル化に対応できる人材、
- ④環境・福祉・地域インフラ等の政策領域に対して技術的側面からの知見と判断力を有する課題思考を持った人材、

が上げられる。

具体的な政策課題に対する最先端の知識と経験に裏付けられ、他方で実践的

な公共経営の観点を持ち、文理双方の素養を持った人材の養成を目指す本公共政策学教育部の以上の目的は、学校教育法第 65 条第 2 項の規定にも添う内容となっている。

1－2. 理念と目的などの公表、周知について

教育上の理念、目的及び養成する人材像については、以下の資料等で明示し広く社会に公表するとともに、本公共政策学教育部の構成員たる教員、事務関係者、学生なども含め周知する努力をしている。

- ・ 学生募集要項（基準特別選考）
（社会人特別選考）
[資料編 3. 学生募集要項 参照]
- ・ 学生募集要項（一般選考）
（外国人留学生特別選考）
[資料編 4. 学生募集要項 参照]
- ・ パンフレット
[資料編 5. パンフレット 参照]
- ・ ホームページ
(<http://www.hops.hokudai.ac.jp/abouthops/idea.php>)
[資料編 6. ホームページ（理念） 参照]

また、理念、目的及び養成する人材像などを周知するための広報活動の重要性に鑑み、独自の広報担当と IT 専門家を置き、質・量両面での充実を図るとともに、詳細で分かりやすいホームページ (<http://www.hops.hokudai.ac.jp>) の実現に向け、頻繁な更新作業を行っている。

- ・ 更新作業の状況
[資料編 7. 更新作業の状況 参照]

なお、HP には、詳細なカリキュラムはもとより、シラバスや時間割、さらにはシンポジウム、研究会や学生活動等についても掲載している。1 日の平均リクエスト数は 768 件以上に及んでいる（平成 19 年 6 月 18 日までの総リクエスト数は約 50 万件であった）。

加えて、英文パンフレットも作成し、広く海外にも理念、目的等を周知する努力をしている。

- ・ 英文パンフレット
[資料編 8. 英文パンフレット 参照]

【課題】

- ①専門職大学院として既存の文系、理系の各大学院との違いを明確にし、文系、理系それぞれの学生に対して、文理融合型の高い政策能力を養うことの必要性を周知するためさらなる努力が必要である。専門職大学院としての差別化、そして本公共政策学教育部の理念や目的をさらに分かりやすく、具体的に周知していく工夫が必要となる。
- ②実務家教員や兼担研究教員も含めた新任教員、3研究科のローテーションで構成する専任教員などが、上記の理念や目的を徹底して理解し共有する仕組みをさらに充実させる必要がある。

2. 入学者選抜に関する事項

《入学者選抜に関する基本的考え方》

- 本公共政策学教育部の理念と目的に添って、求める学生像や入学者選抜の基本方針などを記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、公表、周知する必要がある。
- 入学者受入方針に添った学生の受入方法を採用し、実際の入学者選抜を適切な体制により、公正に実施する必要がある。
- 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にならないよう努力するとともに、仮に以上の状況が生じた場合には、これを改善するための取組みを実施し、入学定員と実入学者数との関係の適正化に常に努力する必要がある。

2-1. 入学者受入方針の明確化と公表、周知について

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、以下の通り定めている。

本公共政策学教育部は、次世代を担う政策専門家・政策プロフェッショナルにふさわしい高度な専門性と幅広い視野、そして長期的な視点に基づいた総合的判断力を身につけた職業人の養成を教育の理念として目的としている。

そのため、入試制度においては、

- ①基礎的な教養と社会問題に対する鋭敏な感性、
- ②公共政策の実現に必要な分析力、思考力及び表現力などの能力、
- ③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力、

を備えた人材を選抜する。

また、選抜に当たっては、公共政策にかかる専門職業人への多様な社会ニーズに鑑み、客觀性・公平性・透明性という諸要素に加え、地域社会や国際社会への開放性や多様な人材確保の可能性にも配慮している。このため、入学資格審査制度を設けて、高等学校卒業など大学卒業資格を有していない人でも大学を卒業した者と同等又はそれ以上の学力があると認められた場合には入試を受験することが可能である。すでに、この制度により高等学校卒の地方自治体職員など7名が入学している。

・資格審査での入学者数

[資料編9. 資格審査での入学者数 参照]

なお、当該入学者受入方針は、学生募集要項に記載し、公表、周知している。

- ・学生募集要項（基準特別選考）
(社会人特別選考)
[資料編3. 学生募集要項 参照]
- ・学生募集要項（一般選考）
(外国人留学生特別選考)
[資料編4. 学生募集要項 参照]

2-2. 入学者受入方針に添った受入方法について

入学者受入方針に沿って、以下の入学者の選抜を行っている。

- ①入学者の多様性を確保するため、一般選考のほかに社会人特別選考を行う。
- ②一般選考は、公共政策にかかる高度な専門職業人に必要な基礎学力のほか、面接試験等を通じて公共政策領域への問題関心の深さなどを積極的に審査している。
- ③社会人特別選考では、広く公共性を要求される分野・領域において通算2年以上の実務経験を有する社会人を行政機関のみならず幅広く対象とする。なお、一般選考よりも詳細な4千字程度の学習計画等を記入した入学願書の審査と口述試験の結果を総合評価する。また、1年修了課程の志願者については、実務経験を叙述し、学習計画に接続した1万字程度のレポートの提出を求め、口述試験等の結果と合わせて総合評価する。

また、全国に広く人材を求めるという観点から、札幌だけでなく、東京にも試験会場を設けている。それに伴い、札幌に加えて平成17年度以来、継続的に東京でも入試説明会等を行い、入学者受入方針の周知に努力している。

- ・学生募集のポスター 資料
[資料編10. 学生募集のポスター資料 参照]
- ・過去3年間の入試説明会等開催状況
[資料編11. 過去3年間の入試説明会等開催状況 参照]

【課題】

- ①1年修了過程の志願者が平成17年度入学試験時の2名以降なく、1年修了過程の存在とその意義についてさらに周知する努力が必要である。
- ②北大内外を問わず学部卒の受験者を確保すべく、専門職大学院としての理念、目的などの周知に努力する必要がある。

2-3. 実入学者数について

過去3年間の出願者、合格者、入学した者は以下の通りであり、入学定員及び収容定員に対する入学者の水準は、長期履修生の在籍を考慮すれば、適正な状況にある。

- ・公共政策大学院志願者・合格者入学者状況表
[資料編1-2. 志願者・合格者・入学者在学状況表 参照]
- 〔資料編1-3. ハ (一般選考試験場別) 参照〕

【課題】

○平成18年度入学者、平成19年度入学者数ともに入学定員に対して適切な水準にあるものの、合格者全体に占める入学辞退者の割合も少なくなく、適正な水準の入学定員を維持するさらなる努力が必要となっている。

3. 教育課程に関する事項

《教育課程に関する基本的考え方》

- 理論的教育と実務的教育の架橋に留意し、本公共政策学教育部の理念と目的に基づく教育課程を体系的に編成し、その内容、水準を授与する学位名との関係において適切に構成する必要がある。
- 教育課程を展開するに適切な授業形態、学習指導法等を選択し整備する必要がある。
- 成績評価や単位認定、修了認定の適切性を常に確保する必要がある。
- 学生が学習する上で必要な履修指導を適切に展開する必要がある。

3-1. 教育課程の体系的編成について

(教育カリキュラム編成方針)

本公共政策学教育部の教育カリキュラムは、政策専門家としての能力を養成するため、

- ①法、経、工等の研究分野からなる文理融合的カリキュラムの実現、
 - ②カリキュラム構成における実務との応答の制度化、
 - ③理論＝実務架橋を志向するカリキュラム構成、
 - ④社会人のリカレント教育の重視、
- 等を編成方針としている。

・学生便覧

[資料編1. 学生便覧 参照]

(具体的なカリキュラム内容)

具体的には、カリキュラムを以下で示す4つの段階に分けると共に、リサーチペーパー（2単位以上）の執筆を義務づけ、体系的な履修を実現している。

①基礎科目群（28単位以上）

基本的な理論や知識・素質をバランス良く学ぶプログラム。本プログラムは、さらに「前提科目」と「根幹科目」で構成する。

②展開科目群（6単位以上）

公共政策の各専門分野に関する高度の専門性や幅広い知識の修得を目的とするプログラム。

③実践科目群（24単位以上）

基礎的な調査技法技術を実地訓練等により修得するほか、プレゼンテーション能力等を修得するプログラム。

④事例研究科目群（15単位以上）

具体的な政策事例をもとに、ケースメソッド等を活用し知識を応用し政策を文書化するなどの能力を修得するプログラム。

また、理論と実務架橋のカリキュラム構成の検討、向上のため研究者、実務家、企業家等多彩なメンバーによるシンポジウム等を展開し、実務との応答を積極的に展開している。なお、教員、学生による自主的な研究会の開催をサポートし、研究者、実務家に加え、豊富な社会経験を有する社会人学生の実務経験等を学生相互間で共有するなどの場も形成している。

- ・シンポジウム開催実績

[資料編14. シンポジウム一覧 参照]

【課題】

①文理融合型カリキュラム形成とその充実に向けて継続的な検討が必要となっている。また、文理融合型カリキュラムを実現するための新たなテキストの開発なども重要な課題となっている。

②理論＝実務架橋のカリキュラム形成とその充実に向けては、実務家教員などが有している経験をケーススタディの教材として組織的に蓄積する仕組みの形成が必要となっている。

3-2. 教育課程及び教育内容の水準について

①徹底した少數教育により、学生一人一人に綿密な指導を行うとともに、小さな討論フォーラムの形成を通じて学生・教員間、学生相互間の応答や議論を、日常的に授業に組み入れている。

◎（平成17年度～平成18年度の授業展開：旧カリキュラム）

一学年30名の定員に対して、研究者と実務家教員計70名（専任、兼任含む）が102の授業等を通じて指導に当たる少人数教育を展開。

- ・パンフレット

[資料編5. パンフレット 参照]

- ・開講科目別履修状況

[資料編15. 開講科目別履修状況 参照]

◎（平成19年度授業科目の見直しについて：新カリキュラム）

1. 平成19年度カリキュラム見直しの趣旨
 - (1) 学生の科目履修上の便宜の改善
 - (2) 学生の履修体系と教員の交代等に対応する弾力的科目配置
2. 対応する措置
 - (1) 根幹科目と展開科目の学年配当をすべて1・2年に変更し、学生の履修便宜を拡大するとともに、教員のローテーション等に弾力的に対応可能とした。
 - (2) 公共経営特論、技術政策特論、国際政策特論を新設し、中央省庁からの実務家教員の配置を流動化しうるとともに適切に配置しうるカリキュラムを整備した。また、これに関連して一部科目（産業エネルギー政策事例研究）を廃止した。
 - (3) 教員の交代、履修状況に対応して、一部科目（行政マネジメント、政策決定論、公務労働法論、現代アジア政治外交論、現代欧米政治思想、現代日本政治思想、行政経営事例研究、地域政策事例研究）を統廃合するとともに、新規科目（日本経済論）を設置した。また、一部科目の名称（行政法制度論、国際政治経済論、金融政策、行政訴訟論）を他の科目名称・講義内容・学術的通念との整合性を考慮して変更した。

・新カリキュラム新旧対照表

[資料編16. 新カリキュラム新旧対照表 参照]

②展開科目群では、特定政策課題について集中的に履修する「モジュール」を形成し、政策争点領域を中心とする体系的な履修を行っている。モジュールの具体的展開は、教務委員会でカリキュラムとの関係で検討、調整を行っている。また、各モジュールにおいてカリキュラムとの関係を検討、モジュールリーダーを各モジュールに置いて種々の調整を行っている。学生に対しては、アドバイザーを配置している。

・パンフレット

[資料編5. パンフレット 参照]

・リサーチペーパー申請一覧

[資料編17. リサーチペーパー申請一覧 参照]

③実践科目群、事例研究科目群では、個別事例の蓄積と政策実施現場の調査分析に携わる実践的演習を取り入れ、実務の最前線を恒常に政策の思考

や討論に反映している。

例として、実務との架橋については、事例研究に加え、グローバルガバナンス論（展開科目群）で国際的な課題を横断的に取り上げ、多彩な分野の専門家を招聘し議論するゼミ方式の授業を展開している。

- ・事例研究における外部講師の招聘

[資料編18. 事例研究における外部講師の招聘一覧 参照]

④リサーチペーパーの執筆を義務づけ、調査技法、文章力、問題特定能力、構想力、プレゼンテーション能力を引き上げ、政策文書の作成能力を高めている。

学生がテーマ設定から企画、マネジメントまで実施し、さらに自ら参加するシンポジウムを実施することで、通常の授業では修得できない構想力や実行力に関する能力を養う取り組みをしている。

- ・リサーチペーパー申請一覧

[資料編17. リサーチペーパー申請一覧 参照]

- ・学生参加シンポジウム

[資料編14. シンポジウム一覧 参照]

- ・科目履修人数

[資料編19. 履修人数一覧 参照]

【課題】

○モジュールを構成する科目群を履修する学生は多いが、それに基づきリサーチペーパーを書く学生は少ない。モジュール制度の存在を周知し、またそれを有効に運用する方法を検討する必要がある。さらに、文理融合のための新たな教育手法について検討する必要がある。

3-3. 単位の実質化について

密度の濃い学習を確保するために、各学年で履修キャップ制を導入し、原則として、32単位を1年間の登録の上限としている。

- ・学生便覧

[資料編1. 学生便覧 参照]

ただし、1年修了者はこの限りではなく、エクスターントシップ（1単位又は2単位）及びリサーチペーパー（2単位又は8単位）については、いずれも主に授業時間外での学習となるため、履修キャップ制の上限には含めないこととしている。

3-4. 修業年限、時間割の設定等について

①修業年限

大学院設置基準14条特例の活用により、実務の経験を有する社会人に対する1年修了及び職業を有している等の学生に対する標準修業年限を超えた長期履修（4年以内）を導入している。

- ・学生便覧

[資料編1. 学生便覧 参照]

②履修指導の方法

1年修了課程希望者の必要学習量の確保及び職業を有している等の学生に対する配慮として、平日の夜間や土曜日、日曜日、又は長期休業期間を活用ないし併用した履修指導方法を導入している。

③授業の実施方法

平日の夜間、土曜日、日曜日に開講時間を設けるとともに、個々の学生の職場における勤務状況に応じて、夏季などの休業時間を積極的に活用する。土曜日、長期休業期間等を活用し授業を開講している。

- ・土曜開講、長期休暇期間中の開講一覧

[資料編20. 土曜開講、長期休暇期間中の開講一覧 参照]

- ・授業時間割

[資料編21. 授業時間割 参照]

④教員の負担の程度

以下の措置により、教員の負担を緩和している。

- ・公共政策学教員部は、学生数に対して教員数が多く、もとより細やかな指導が可能である。
- ・土曜日等にすでにインフォーマルに展開されている研究会などを制度化している。
- ・職業を有している等の学生に対しては、個別に学生と履修指導教員とが相談の上、教員の協力を得つつ、時間割の調整等において組織的な対応を行っている。

【課題】

- 14条特例に基づく開講を希望する学生数は少ない。したがって一部の科目（公共政策学、リーダーシップ論）を除いて、当初の時間割とは別に学生

の個々の希望に対応して開講することとし、正規の時間割表には配当せず、教員による個別の指導を平日夜間、土日に行なっている。ただし、長期履修制度を導入していること、並びに社会人学生自身の時間管理の都合から、前提科目を除くと、実際に平日夜間、土日の開講希望は極めて少ない。前提科目については土曜開講拡大の要望が一部にあり、来年度時間割編成に向けて検討する必要がある。

3-5. 標準修業短縮について

1年修了課程については、科目群ごとの履修要件を以下のようにしている。

- ①1年以上在学し、42単位以上の単位修得。
- ②基本科目群から10単位以上修得。根幹科目「政策評価論」を必修とする。
- ③展開科目群から6単位以上修得。
- ④実践科目群及び事例研究科目群から4単位以上修得。
- ⑤リサーチペーパー8単位以上。

また、1年履修希望者には、社会人特別選考時に実務経験を自己評価した1万字程度のペーパーの提出を義務づけ、1年修了候補者として選考する。その上で、1年前期に「政策評価論」を必修とし、前期末にリサーチペーパーを提出し、1年履修が可能か否かの審査認定を受ける。

なお、これまでの1年修了者の実績は平成17年度卒業の2名である。

【課題】

○1年修了過程の志願者が平成17年度入学試験時の2名以降なく、1年修了過程の存在とその意義についてさらに周知する努力が必要である。

3-6. 学生の多様なニーズに合わせた教育課程の編成

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応し、他研究科の授業科目の履修、インターンシップによる単位認定などに取り組んでいる。

①他研究科の授業教科の履修

教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生の専攻分野に関する本学の研究科又は学院の専攻の授業科目を指定して履修させ、専門職学位課程の単位とすることができます。

・北海道大学大学院公共政策学教育部規定 第9条3

[資料編22. 教育部規定 参照]

・他研究科等授業科目履修実績

[資料編23. 他研究科授業科目履修実績 参照]

②入学前の既修得単位などの認定

入学前の既修得単位及び他の大学の大学院の授業科目履修又は外国の大学の大学院において学習することについても同様に認められ、教授会の議を経て、21単位を超えない範囲において、修得すべき単位の一部とみなすことができる。

- ・北海道大学大学院公共政策学教育部規定 第12条

[資料編22. 教育部規定 参照]

③エクスターンシップによる単位認定

エクスターンシップは、主に民間企業やNPOなど官民連携の現場で実習を行う「官民連携実務演習」、主に行政機関など公共政策の現場で実習する「公共政策実務演習」に分けられ、それぞれ実質的な実習期間に応じて1単位又は2単位付与されるコースがある。履修は1年度につき1科目とする。なお、社会経験のない学生に実務の現場を体験させることが科目の趣旨であることから、社会人学生は履修対象から除いている。

- ・学生便覧

[資料編1. 学生便覧 参照]

- ・エクスターンシップ実績

[資料編24. エクスターンシップ実績 参照]

【課題】

○学生のニーズに合わせたエクスターンシップ受入先の開拓、確保、エクスターンシップ実施に関するマネジメント体制の整備等にさらに努力する必要がある。

3-7. 事例研究等適切な授業の展開

事例研究、現地調査又は双方向、多方向に行われる討論若しくは質疑応答、その他の方法など幅広く導入することにより、適切な授業の展開に配慮する必要がある。このため、以下の三点を重視した授業を展開している。

①具体的な政策事例に基づく授業

このため、具体的な政策事例をもとに、ケースメソッド方式、ワークショップ方式、フィールドワーク方式等により、実際・応用的知識や人的ネットワー

クを獲得する機会を広げるとともに、政策文書化を目的とした政策事例研究や政策の実施現場の調査などに加わる実践的な演習を行っている。

②討論方式などを取り入れた授業

また、授業のテーマに応じて、学生同士、学生と教員、また複数教員の場合は教員同士の応答や討論を授業に取り入れ、より深い理解を得るとともに、ディベート能力や発表能力を養っている。

③プレゼンテーション能力を養う授業

政策実務を行うための各種の基本的な調査技法・技術などを実地訓練等によって習得することや、政策実施に必要な応用語学力、プレゼンテーション能力を磨くことを目的する実践科目群を提供している。

選択した科目のテーマについてのリサーチペーパーをまとめることで、統計・文献・行政資料等の調査方法、問題特定能力、交渉力、文章上のプレゼンテーション能力を養い、政策文書作成能力を身につける授業展開を実施している。

【課題】

○文理融合的視点からの具体的な事例の継続的な発掘、文理双方の視点に応えられる討論やプレゼンテーション能力を養う授業の開発等に努力する必要がある。

3-8. 授業における人数について

ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とする必要がある。このため、徹底した少人数教育によって、一人一人の学生に綿密な指導を行っている。

・科目履修人数

[資料編19. 履修人数一覧 参照]

3-9. シラバスの作成、活用について

教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスを作成し、活用する必要がある。このため、授業の性格、授業の内容、授業の方法、教材、評価の方法、授業スケジュールを明記したシラバスの作成を行っている。

・講義要領

[資料編2. 講義要領 参照]

なお、当該シラバスは、学生、教員等学内向けにホームページからも提供している。

本公共政策学教育部の理念を実現するには、特に教育上のカリキュラムが重要となるので、理念、目的に加え、カリキュラムの具体的な内容について積極的な情報提供を行っている。

- ・パンフレット

[資料編5. パンフレット 参照]

- ・ホームページ

[資料編2.5. ホームページ(カリキュラム) 参照]

とりわけホームページには、時間割、年間授業日程、教育プログラムを掲載し、周知に努力している。

3-1.0. メディア利用による授業の実施方法について

ネットワークを構築して、教材配布を効率化し、さらに学生と教員との双方向的コミュニケーションを確保している。さらに、社会人等の学習環境を改善するため「Eラーニング」の導入に向けて、ハード面は整備済み、ソフト面での作成に着手している。

【課題】

○ソフト面の整備を積極的に進めるための体制づくりを急ぐ必要がある。

3-1.1. 学生への履修指導などについて

学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われる必要がある。このため、6名から構成される教務学生委員会を7名からなる教務入試委員会に再編し、内部に入試、履修指導、就職指導、FD、エクスターーンシップ、ハラスマント等学生相談についての委員をそれぞれ複数置き、入学から卒業までの一貫した学生指導実現するように体制を整備した。履修指導に関しては、学生に個別の履修指導教員を配置してきめ細かな履修指導を行い、リサーチペーパーについては執筆申請する上でのアドバイザーを学生の希望進路と履修コースごとに数名ずつ配置、加えて就職についても進路別に相談教員を数名ずつ配置している。

また、各教員においてオフィス・アワーを必ず設けることで、定期的な学生の履修相談などに対応している。

さらに、1年修了課程希望者の必要学習量の確保及び職業を有している等の学生に対する配慮として、平日の夜間や土曜日、日曜日、又は長期休業期間を活用ないし併用している。

- ・オフィスアワー一覧

[資料編26. オフィスアワー一覧 参照]

- ・土曜開講、長期休暇期間中の開講一覧

[資料編20. 土曜開講、長期休暇期間中の開講一覧 参照]

【課題】

○学生の進路、過去の学習実績や経験などに基づききめ細か指導を行う必要がある。また、社会人のリカレントについては履修目的等を明確にした上で適切に履修指導を行う努力をさらに重ねる必要がある。

3-1-2. 成績評価、修了認定基準について

(1) 成績評価などの策定と学生への周知について

本公共政策学教育部の理念、目的に応じた成績評価や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されている必要がある。このため、成績評価や修了認定基準は、本公共政策学教育部として策定し、学生などへの周知に努力している。

- ・学生便覧

[資料編1. 学生便覧 参照]

また、厳正で公正な成績評価のために、以下のような措置を講じている。

- ①きめ細かな評価を可能とするため、5段階（秀、優、良、可、不可）評価とする。
- ②成績評価の基準はシラバス等を通じて、予め公表されている。
- ③授業科目の試験は、当該授業科目の授業の中で担当教官により適宜行っている。

修了要件は、標準的には、2年で42単位以上の単位修得となっており、42単位のうち28単位は科目群ごとに選択必修である。科目群ごとでは、

- ①基本科目群を12単位以上修得（うち、前提科目8単位以上、根幹科目4単位以上）。
- ②展開科目群を6単位以上修得。
- ③実践科目群及び事例研究科目群から8単位以上修得。

④リサーチペーパーを2単位以上修得。

社会人学生については、1年修了及び2年を超える長期履修が可能である。なお、1年修了については、上記の科目群の履修要件を3-5の通り変更している。

(2) 成績評価、単位認定等の適切な実施について

成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施する必要がある。また、成績評価等の正確性を担保するための措置を講じる必要がある。このため、本公共政策学教育部として策定された成績評価や修了認定基準に従って、評価及び認定を実施しており、加えて、成績評価等の正確性を担保するため、教務委員会主催の成績評価会議を設置し、成績分布等について検証、評価を重ねている。

同時に、成績評価の透明性を確保するため、採点後、学生に通知する前に成績評価会議で成績分布等について評価する。その際、成績分布が極端な場合は、担当教員にその理由を求めている。

・成績評価分布状況

(委員会にて配布・回収)

3-1-3. 授業内容、指導方法などについての教員間情報共有について

①教員間での情報共有

学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図らる必要がある。このため、研究者教員と実務家教員が事例研究を中心とする授業を共同で実施し、相互に教育手法等をチェック、研修している。

・教員間での情報共有

[資料編27. 教員間での情報共有 参照]

教育経験のある実務家の層を厚くするため、事例研究等で教員以外の実務家をゲスト等として招聘している。

・事例研究における外部講師の招聘

[資料編18. 事例研究における外部講師の招聘一覧 参照]

②授業評価の実施など

公共政策学教育部が展開する全科目につき、毎学期2回ずつの学生アンケートによる授業評価を実施し、その結果については公共政策学教育部教授会で報

告・検討されている。当該学生アンケートは、1回目は講義開始後1ヶ月程度で実施し、成績評価委員会でチェックすると同時に、自由記述の評価も含めて担当教員にその結果を返し、すぐさま授業改善に役立てるようしている。2回目は期末に実施し、教務委員会でとりまとめて授業改善の対策をたてると同時に、担当教員にフィードバックしている。

- ・授業アンケートの実施日程
[資料編28. ファカルティ・ディベロップメント日程 参照]
- ・授業アンケートの実施について
[資料編29. 授業アンケートの実施について 参照]
- ・授業アンケート集計結果・科目別コメント
(委員会にて配布・回収)

授業評価のほか、アンケートでは書ききれなかった意見や要望、あるいは個々の科目に関する意見でなく、科目編成のあり方や授業方法の方針等に関する意見については、学生の自治組織である院生協議会と教育部長との意見交換を定期的に実施しており、また学生担当教務入試委員が不斷に学生の要望を聴取している。

③教員相互の授業参観

定期的に教員相互の授業参観を実施している。

- ・授業参観の実施日程
[資料編28. ファカルティ・ディベロップメント日程 参照]
- ・授業参観についての通知
[資料編30. 授業参観（授業公開）についての通知 参照]

④実効性ある相互批評の実施

成績評価会議では単に単位認定のあり方のみならず、教育方法のあり方・具体的手法に関する議論までなされており、分野を超えた共通理解が醸成されつつあり、実効性ある相互批評（ピア・レビュー）の役割を果たしている。また、授業参観についても有効な批評が行われている。

【課題】

- ①ローテーション制度を基本としていることなどから教員間の情報共有については、常に注意を払い継続的且つ徹底的に共有できる仕組みの構築に努力する必要がある。

②教員相互の授業参観への参加者が少ないため、より積極的に参加を促す仕組みを構築する必要がある。

4. 教育の成果に関する事項

《教育の成果に関する基本的考え方》

- 少なくとも以下の諸点から、本公共政策学教育部の理念、目的に添った教育の成果や効果が上がっているか常に検証する必要がある。
 - ・単位修得、修了の状況、資格取得の状況
 - ・授業評価等、学生からの意見聴取の結果
 - ・修了後の進路の状況等の実績や成果
 - ・修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果

4-1. 修了の状況などから判断した教育成果について

過去2年間の以下の通りである。長期履修の社会人の単位取得も含め順調な修了状況にある。

- | | |
|---------|-------------------|
| ①平成17年度 | 1年履修者予定者2名中2名修了 |
| 平成18年度 | 修了予定者34名中31名修了 |
| ②長期履修者 | 4名（3年長期2名、4年長期2名） |
| ③留年者 | 3名（留年理由：不明） |
| ④退学者 | 1名（退学理由：他大学受験） |

4-2. 授業評価、学生からの意見聴取などから判断した教育成果について

平成17・18年度に、特定科目について学生から改善要望があったため、成績評価会議で改善についての対策をとった。こうした努力の結果、平成19年度は、特に改善が必要とされる科目は報告されていない。

【課題】

○たとえば工学部出身の学生が法学関係科目の履修に必要な基礎的教育を受けている場合など、多様な学士課程教育を受けた学生を入学させる本教育部では、科目履修の基礎となる素養を欠いた学生が困難に直面する場合が少くない。学部での基礎的科目を履修させるなど、総合大学の利点を生かした履修指導および制度的改善を検討する必要がある。

4-3. 修了後の進路の状況等の実績から判断した教育成果について

過去2年間は、総務省（I種）と財務省（I種）に北海道大学から初めての合格者を出している。また、国や地方自治体といった行政機関のみならず、民間企業やNPO等へ順調に就職しており、順調に教育の成果がでている。

- ・修了後の進路状況

[資料編31. 修了後の進路状況一覧 参照]

【課題】

○当初は行政機関やNPO等で公共政策を考え実践する仕事を志望していた学生たちが、景気回復に伴い、民間企業へ進路を変える傾向が見られるようになっている。

5. 教員組織等に関する事項

《教員組織等に関する基本的考え方》

- 教員組織編制のための基本の方針を有し、それに基づく教員組織編制を編成し機能させる必要がある。
- 教育課程を遂行するために必要な教員を確保するとともに、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料を、自己点検及び評価の結果の公表、その他の方法で開示する必要がある。
- 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員という。）を「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上に相当する人数として確保する必要がある。また、教育上主要と考えられる科目については、専任の教授、准教授が担当するとともに、実務家教員がそれぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当する必要がある。
- 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動等が行われる必要がある。

5-1. 教育組織編成について

教員組織編成については以下の方針の下で運営している。

- ①法学研究科、経済学研究科、工学研究科が連携して公共政策学の専門職学位課程に対して教育的責任を負う「公共政策学教育部」を設置する。この「公共政策学教育部」の教育を支えるため、法学、経済学、工学の連携を図る組織として「公共政策学連携研究部」を置く。この両者を合わせて「公共政策大学院」と呼ぶ。
- ②公共政策教育部には、公共政策専攻という独自の専攻とする。
- ③公共政策学教育部には、長としての部長を置く。
- ④公共政策学教育部には、公共政策学教育部教授会を置く。

・各種委員会について

[資料編 3-2. 各種委員会委員名簿 参照]

【課題】

- 目的と情報の共有、組織運営等に関する積極的参加を進め、法学、経済、工

学各研究科の機動的連携体制を一層向上させる努力が必要である。

5-2. 教員数の確保について

現状の教員数については、資料の通り確保している。

- ・教員一覧

[資料編33. 教員一覧 参照]

5-3. 実務家教員の確保について

専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員という。）について、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上に相当する人数（※）を確保している。

※ 3割3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内的人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとしている。

- ・教員一覧

[資料編33. 教員一覧 参照]

5-4. 実務家教員の授業科目について

実務家教員がそれぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当している必要がある。このため、実務経験を重視し資料の通りの授業科目を実務家教員が担当している。

- ・教員一覧

[資料編33. 教員一覧 参照]

- ・学生便覧

[資料編1. 学生便覧（31～32頁） 参照]

5-5. 専任教員、准教授の授業科目について

各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置する必要がある。このため、資料の通り

の科目を専任の教員又は准教授が担当している。

- ・教員一覧

[資料編3-3. 教員一覧 参照]

- ・学生便覧

[資料編1. 学生便覧 (23~27頁) 参照]

5-6. 教員の採用基準、昇格基準などについて

教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用される必要がある。このため、本公共政策学教育部では、教育研究の質を確保するため、「教員選考内規」を設け、これに則した選考を行っている。

- ・教員選考についての指針：北海道大学

[資料編3-4. 教員選考についての指針 参照]

- ・教員選考基準：北海道大学

[資料編3-5. 教員選考基準 参照]

- ・教員選考内規：公共政策学連携研究研究部

[資料編3-6. 教員選考基準 参照]

- ・実務家みなし選任教員選考内規：公共政策学教育部

[資料編3-7. 教員選考基準 参照]

5-7. 教育内容などに関連する研究活動について

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動等が行われる必要がある。このため、研究者教員については、法学研究科、経済学研究科、工学研究科のそれぞれの研究活動を連携する公共政策学連携研究部を設け、理論と実践を架橋する研究活動を行うとともに、実務家教員についても公共政策学研究センターを設置し、実践的側面の根底に流れる普遍性などを探る公共政策学としての独自の研究活動を展開している。

5-8. 事務職員などの配置

専門職大学院の教育課程を遂行するために必要な事務職員などの教育支援者を適切に配置する必要がある。本公共政策学教育部の管理運営を行うための事務は、法学研究科・法学部の事務組織が担当しており、事業の実施等に関わる支援業務は、公共政策大学院支援室に配置している支援員が担当している。

なお、本公共政策学教育部の管理運営を行うための事務を担当する職員、授

業の実施等に関する支援業務を担当する職員の能力向上については、本公共政策学教育部独自の研修等は行っていない。ただし、各職員は、北海道大学全体において実施されている研修に参加しており、これによって職員の能力向上に取り組んでいる。

6. 施設・設備等を含めた教育環境、履修環境に関する事項

《施設・設備等の教育環境に関する基本的考え方》

- 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備を整備し、有効に活用する必要がある。
- 学生の自主的学習環境を十分に整備し、効果的に利用できる環境を整える必要がある。
- 学生が在学期間中に履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び就学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制を整備する必要がある。
- 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言を適切に行う必要がある。

6-1. 施設・設備の整備について

本公共政策学教育部の理念、目的に添った教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備を整備し、有効に活用するため、設置認可時の計画通り、OA教室等、教育ニーズに見合った施設の整備に努力している。

・施設・設備整備状況について

[資料編3.8. 施設・設備整備状況について 参照]

【課題】

- ① 10-20名サイズの教室は、需要を満たすだけの数が確保されておらず、100名以上収容するような大教室を使わざるを得ない事態となっている。また、クラスサイズに合った教室を使用できた場合にも、授業終了後の学生の質問には、当然、場所を移して対応しなければならない課題が存在する。
- ② 授業後の質問に加え、学生による自主研究会が頻繁に行われている。しかし、このような需要に応える演習室といった施設は、施設が手狭なため確保できない状態にある。施設の狭隘化は進んでおり、施設整備面での課題が深刻化している。

6-2. 自主的学習環境の整備について

設置認可時の計画通り、十分な予習・復習を行える自主室を割り当て、鍵を貸与している。自習室には、情報端末（LAN）を備え、インターネットの利用や電子媒体による教材配布や教員とのメールによる双方向のコミュニケーションが行えるような環境を整えている。

【課題】

- ①施設が手狭なためデータベースを活用し学際的な視点から政策を自主的に討論するシミュレーション施設が確保できない状況にある。
- ②学生による自主研究会が頻繁に行われているが、このような需要に応えるグループ討論室といった施設は、施設が手狭なため確保できない状態にある。

6-3. 図書等の整備について

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整備し、有効に活用する必要がある。このため、設置認可時の計画通り、公共政策エキスパートの育成に資する専用図書室を設けている。

【課題】

- 施設が手狭なためスペース的が十分でなく、教育研究上必要な資料を有効に活用できる状況の実現に向けて努力が必要であるとともに、専用図書館が自習室からやや遠いという難点がある。なお、自習室が附属図書館4階に位置することから、附属図書館の利用には至便な状況にある。

6-4. 学生の経済的支援などの体制整備について

学生が在学期間に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び就学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制を整備する必要がある。このため、日本学生支援機構奨学金や民間等の奨学金制度のほかに、成績優秀者として、勉学を奨励すべき者を対象として本公共政策学教育部が独自に HAT スカラーシップと HOPS スカラーシップの2つの奨学金を整備している。また、フランス、パリ政治学院への学生派遣に対しても独自の奨学金制度を導入している。経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対して、授業料を免除する制度が整備されている。

・学生への経済的支援実績一覧

[資料編39. 学生への経済的支援実績一覧 参照]

6－5. 進路選択に関する指導などについて

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言を適切に行う必要がある。このため、

さらに、公務員試験等進路についてサポート組織を設置（北公会）し、情報提供のほか、模擬試験や模擬面接等を教員と連携して実施している。

・北公会概要

[資料編40. 北公会概要 参照]

6－6. 特別な支援について

特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる）への学習支援、生活支援等を適切に行う必要がある。このため、留学生については、チューター制度、授業料免除・奨学金制度、日本語講義制度、及び年間一定程度の見学旅費の利用制度を設けている。

6－7. 財政的基盤について

専門職大学院として教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を確保する必要がある。このため、科学技術振興調整費の活用を図り教員確保・充実等に努めたほか、予算についても、大学院開設年度には教育研究特別経費 11,972 千円、総長特別経費 5,673 千円を確保したほか、これらを除いた通常の運営予算（非常勤教職員人件費及び業務費）についても、17年度の 28,985 千円から19年度には 34,316 千円へと増額を実現している。さらに、科学技術研究費補助金確保や委託研究の受託などを通じ、予算充実に努めてきている。

・財政状況

[資料編41. 公共政策大学院財政状況 参照]

【課題】

○平成18年度末で科学技術振興調整費の措置が終了するため、必要な教員確保などのために、別途資金の措置が必要となるほか、中長期的な財政基盤の確立に向けても、安定的な外部資金の確保などが不可欠となっている。

6－8. 管理運営体制について

管理運営のための組織及び事務組織が本公共政策学教育部の理念、目的の達

成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持つとともに、効果的な意思決定が行える組織形態となっている必要がある。このため、総務委員会（広報、国際交流、施設などを担当）並びに教務入試委員会（教務、学生、入試担当）、研究委員会を設置し、機動的に問題に対処する、執行会議（教育部長、副部長、ほか1名から構成）並びに拡大執行会議（執行会議に3委員会の委員長を加える）において適切な管理運営を図る、三研究科長会議（法、経、工の各研究科長と執行会議のメンバーから構成）をもって3研究科との調整を図っている。

・各種委員会について

[資料編32. 各種委員会委員名簿 参照]

【課題】

- ①常に、法学、経済、工学各研究科の3つの研究科の調整が必要であり、連携体制を一層向上させる努力が必要である。
- ②本公共政策学教育部の事務組織である法学研究科・法学部事務室は、法学部、法学研究科、法科大学院の事務を担っており、改善と効率化が必要である。

7. 教育の質の向上及び改善に関する事項

《教育の質の向上及び改善に関する基本的考え方》

- 学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づく自己点検・評価を組織的に行う必要がある。
- 学生からの意見聴取を行い、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映する必要がある。
- 学外関係者の意見や専門職域に関わる社会的ニーズを、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映する必要がある。
- 自己点検・評価結果をフィードバックし、教育の質の向上、改善のための取組みに組織的に反映することで、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策を講じる必要がある。また、個々の教員が、自己点検・評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行う必要がある。
- ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズを反映し、組織として適切な方法で実施する必要がある。

7-1. 自己点検・評価の組織的実施について

学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価を組織的に行う必要がある。このため、教務委員会にFD委員会を設置し、組織的に自己点検・評価を行っている。

- ・ ファカルティ・ディベロップメント日程
[資料編28. ファカルティ・ディベロップメント日程 参照]
- ・ 授業アンケートの実施について
[資料編29. 授業アンケートの実施について 参照]
- ・ 授業参観についての通知
[資料編30. 授業参観（授業公開）についての通知 参照]

最も重要な評価項目は教育の「質」であり、FD委員会はこのような認識の下、学生による授業評価のフォーマット作りとその実施に取り組んでいる。

また、実施結果については教務委員会で協議、検討の上、公共政策学教育部教授会で報告すると共に、必要に応じて個別に教員と改善に向けた取り組み方法を協議、検討している。

平成19年度より、法人評価WGを立ちあげ、自己点検・評価の組織的実施について検討をはじめている。また、第2期「中期目標」・「中期計画」の策定にあわせて、点検の前提である目標を作成することとしている。

7-2. 学生からの意見聴取などによる自己点検・評価について

学生からの意見聴取を行い、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映する必要がある。このため、学生委員が自習室まで出向いて直接学生の希望を聞いたり、あるいは教育部長との懇談会等の場を設定することで、積極的かつ恒常に学生の意見や希望を汲み上げる仕組みを構築している。

最近では、平成19年6月14日に学生と教育部長との懇談会を実施した。

7-3. 学外関係者の意見、社会のニーズなどを反映した自己点検・評価について

学外関係者の意見や専門職域に関わる社会のニーズを教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映する必要がある。このため、第三者評価については、定期的に実施する方向で取組んでいる。具体的には、外部評価として、「公共政策学教育部諮問会議」を定期的に開催する。

また、認証機関による評価を受けるべく、そのための体制を整備している。

7-4. 自己点検・評価の公開について

自己点検・評価の結果を組織内及び社会に対して広く公開する必要がある。自己点検・評価報告書を作成し、平成19年度中に、関係部局及び希望のあった学生に配布することを予定している。

7-5. 自己点検・評価の結果のフィードバックについて

自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組みが組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策を講じる必要がある。また、個々の教員が、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行う必要がある。

7-6. ファカルティ・ディベロップメントについて

ファカルティ・ディベロップメントについては、学生や教職員のニーズを反映し、組織として適切な方法で実施する必要がある。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努める必要があるため、本公共政策学教育部は2つの柱に沿ってファカルティ・ディベロップメントを実施している。

ファカルティ・ディベロップメントの柱は以下の通り。

①教務委員会が実施する授業参観： 教員が互いに学ぶと同時に批判する。

②授業アンケートの実施：

- ・開始1ヶ月以内にアンケートを実施し、すぐさま当該授業の改善に結びつける。
- ・期末アンケートの成果は、当該担当者の次期の授業改善に結びつけるとともに、担当者の入れ替えを含む実質的な改善を検討する資料とする。

【課題】

①専門職大学院として、どのようなファカルティ・ディベロップメントが望ましいかを検討する時期にきている。

②実務家教員が教員として熟練するためのバックアップのあり方を検討する必要がある。

III. 外部評価委員会 資料

【目次】

1. 公共政策大学院外部評価委員会規程
2. 検討資料(概要)
3. 配布資料リスト
4. 付録資料
 - (1) 公共政策大学院志願者・合格者・入学者在学状況表 (資料12)
 - (2) 公共政策大学院シンポジウム一覧 (資料14)
 - (3) 授業時間割 (資料21)
 - (4) 公共政策学教育部規程 (資料22)
 - (5) H19年度 各種委員会委員名簿 (全学・公共政策大学院) (資料32)
 - (6) 学生への経済的支援実績一覧 (資料39)

1. 公共政策大学院外部評価委員会規程

北海道大学大学院公共政策学連携研究部・教育部外部評価委員会要項

〔平成19年5月24日
連携研究部教授会決定〕

第1条 北海道大学大学院公共政策学連携研究部・教育部（以下「本研究部」という。）に外部評価委員会を置く。

第2条 外部評価委員会は、委員5名程度で組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員は国立大学法人北海道大学の職員以外の者で、本研究部の教育研究に関し広くかつ高い見識を有する者の中から連携研究部長が委嘱する。

第3条 外部評価委員会は、本研究部が教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、連携研究部長の諮問に応じて、本研究部の運営に関する重要事項を審議し、連携研究部長に対して助言を行う。

第4条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

第5条 外部評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

第6条 外部評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

第7条 連携研究部長及び本研究部の職員は、委員長の許可を得て、外部評価委員会の会議に出席して説明し又は意見を述べることができる。

第8条 この要項に定めるもののほか、外部評価委員会の議事の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会が定める。

附 則

この要項は平成19年5月24日から施行する。

2. 檢討資料(概要)

1 調査対象大学院等の概要等

区分	内容							備考				
(1) 設置者	国立大学法人北海道大学											
(2) 大学院の名称	北海道大学大学院公共政策学教育部											
(3) 大学本部の位置	北海道札幌市北区北8条西5丁目											
(4) 管理運営組織		認可時			変更状況							
	職名	(フリガナ) 氏名 (現職就任年月日)			(フリガナ) 氏名 (現職就任年月日)							
	学長	(ナカムラムツオ) 中村睦男 (平成13年5月)			(サエキヒロシ) 佐伯浩 (平成19年5月)							
	研究科長 (連携研究部長 ・教育部長)	(ミヤワキアツシ) 宮脇淳 (平成17年5月)			(ササキタカオ) 佐々木隆生 (平成19年4月)							
(5) 調査対象研究科等の名称、定員、入学状況等												
調査対象 研究科等の名称 (学位)	認可時の計画			入学状況等								
	修業年限	入学定員	収容定員	区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平均入学・収容定員超過率				
公共政策学教育部 公共政策学専攻（専門職学位課程） 公共政策学修士（専門職）	2年	30人	60人	A 入学定員	人 () 30	人 () 30	人 () 30	1.15倍				
				受験者数	(48) 92	(11) 71	(16) 71					
				合格者数	(17) 48	(9) 46	(11) 45					
				B 入学者数	(17) 42	(6) 31	(10) 31					
				入学定員超過率B/A	1.40	1.03	1.03					
				C 収容定員	30	60	60	1.25倍				
				D 在学者数	1年次 (12) [1] 42	1年次 (7) [0] 32	1年次 (4) [0] 33					
					2年次 (10) [1] 38	2年次 (18) [0] 37						
				計 (12) [1] (3) 42	計 (17) [1] (9) 70	計 (22) [0] (13) 70						
				収容定員超過率D/C	1.40	1.17	1.17					

(注) () 社会人、[] 内は留学生、() 内は長期履修学生数で内数。

2 授業科目の概要

〈公共政策学教育部公共政策学専攻（専門職学位課程）〉

(1) 授業科目表

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置				備考
		必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	
〈基本科目群〉									
前提科目									
公共政策学	1		2		1	1			
政治過程論	1		2		3	1			
技術政策学	1		2		1	1			
経済政策論	1		2		1	1			
法政策学	1		2		1	1			
国際公共政策学	1		2		1	1			
根幹科目									
公共哲学	1・2		2						
政策評価論 (注1)	1・2	(2)	(2)		2				(注1) 2年修了者は選択科目。1年修了者は必修科目。
現代社会と私法秩序	1・2		2			1			
行政法秩序論	1・2		2			1			
ミクロ経済学	1・2		2						
マクロ経済学	1・2		2						
経済統計分析	1・2		2						
環境経済学	1・2		2						
国際経済学	1・2		2						
環境技術政策論	1・2		2						
都市技術政策論	1・2		2						
運輸交通政策論	1・2		2						
国際組織法論	1・2		2						
国際政治経済学	1・2		2						
プロジェクト・マネジメント論	1・2		2						
〈展開科目群〉									
社会资本整備論	1・2		2			1			
環境リスク管理論	1・2		2			1			
自然災害論	1・2		2			1			
地域政策論	1・2		2			1			
公共経済学	1・2		2			1			
財政学	1・2		2			1			
労働経済学	1・2		2			1			
金融政策論	1・2		2			1			
農業政策論	1・2		2			1			
森林環境保全論	1・2		2			1			
地球環境論	1・2		2			1			
リーダーシップ論	1・2		2			1			
現代政治分析	1・2		2			1			
比較政府間関係論	1・2		2			1			
行政法制度論	1・2		2			1			
地方自治法	1・2		2			1			
立法過程論	1・2		2			1			
環境法 I	1・2		2			1			
環境法 II	1・2		2			1			
競争法政策	1・2		2			1			
知的財産論 I	1・2		2			1			
知的財産論 II	1・2		2			1			
知的財産論 III	1・2		2			1			
国際協力論	1・2		2			1			
租税政策論	1・2		2			1			
現代労働法政策	1・2		2			1			
福祉法政策学	1・2		2			1			
福祉社会政策論	1・2		2			1			
現代社会保障論	1・2		2			1			
比較地域福祉論	1・2		2			1			

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置			備考
		必修	選択	自由	教授	准教授	講師	
ジェンダー政策論	1・2	2						
現代日本政治外交論	1・2	2						
現代政治思想論Ⅰ	1・2	2						
現代政治思想論Ⅱ	1・2	2						
現代法思想	1・2	2						
現代犯罪論	1・2	2						
NGO/NPO経営論	1・2	2						
グローバル・ガバナンス論	1・2	2			1			
情報過程論	1・2	2						
日本経済論	1・2	2			1	1		
公共経営特論Ⅰ	1・2	2			1	1		
公共経営特論Ⅱ	1・2	2			1	1		
公共経営特論Ⅲ	不定期	2						
イノベーション・マネジメント論	1・2	2						
産業エネルギー政策論	1・2	2			1			
廃棄物技術政策論	1・2	2						
国際人権法	1・2	2						
開発経済学	1・2	2						
国際経済法	1・2	2						
国際民事法	1・2	2						
現代アジア政治外交論	1・2	2						
現代アメリカ政治外交論	1・2	2						
現代ヨーロッパ政治外交論	1・2	2						
現代比較アジア法	1・2	2						
技術政策特論Ⅰ	不定期	2						
技術政策特論Ⅱ	不定期	2						
国際政策特論Ⅰ	不定期	2						
国際政策特論Ⅱ	不定期	2						
〈実践科目群〉								
公共政策実務演習(エクスターントシップ)Ⅰ	1・2	2						
公共政策実務演習(エクスターントシップ)Ⅱ	1・2	1						
官民連携実務演習(エクスターントシップ)Ⅰ	1・2	2						
官民連携実務演習(エクスターントシップ)Ⅱ	1・2	1						
法政策ペーパー技能演習	1・2	2						
社会調査法	1・2	2						
交渉・合意形成手法	1・2	2						
英語実務演習Ⅰ	1・2	2			1			
英語実務演習Ⅱ	1・2	2						
中国語実務演習	1・2	2						
〈事例研究科目群〉								
リーダーシップ事例研究	1・2	2			1			
公共経営事例研究	1・2	4			3			
環境政策事例研究	1・2	4			3	1		
金融財政政策事例研究	1・2	4						
都市交通政策事例研究	1・2	4			2			
福祉労働政策事例研究	1・2	4			1			
災害危機管理事例研究	1・2	4			1			
国際政治経済政策事例研究	1・2	4			2	3		
〈リサーチペーパー〉								
公共政策特別研究ⅠA	1・2	2			18	7		
公共政策特別研究ⅠB	1・2	2			18	7		
公共政策特別研究ⅡA	2	8			11	4		
公共政策特別研究ⅡB (注2)	1	8			11	4		(注2) 1年修了者のみ対象の科目

(2) 授業科目数

授業科目区分	科目数
基本科目群	21
前提科目	6
根幹科目	15
展開科目群	58
実践科目群	10
事例研究科目群	8
リサーチ・ペーパー	4
合 計	101

3 研究科・専攻・課程別教員組織の状況

<公共政策学教育部公共政策学専攻(専門職学位課程)>

(1) 担当教員表

専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年齢)	就任年月	担当授業科目名	備 考
専	教授 教育部長	佐々木 隆生 (61歳)	平成17年4月	経済政策論 国際経済学 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専	教授	中村 研一 (58歳)	平成17年5月	国際公共政策学 英語実務演習Ⅰ 国際政治経済政策事例研究 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専	教授	宮脇 淳 (50歳)	平成17年4月	公共政策学 政策評価論 リーダーシップ論 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専	教授	亘理 格 (54歳)	平成19年4月	法政策学 行政法秩序論 行政法制度論 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専	教授	松浦 正孝 (45歳)	平成19年4月	現代日本政治外交論 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専	教授	山崎 幹根 (39歳)	平成17年4月	比較政府間関係論 公共経営事例研究 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専	教授	中辻 隆 (56歳)	平成19年4月	都市技術政策論 運輸交通政策論 都市交通政策事例研究 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専	准教授	吉田 徹 (32歳)	平成19年4月	現代ヨーロッパ政治外交論 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	

専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年齢)	就任年月	担当授業科目名	備 考
専	准教授	肥前 洋一 (34歳)	平成19年4月	ミクロ経済学 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専・他	教 授	山口 二郎 (48歳)	平成17年4月	政治過程論 リーダーシップ事例研究 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専・他	教 授	遠藤 乾 (41歳)	平成17年4月	グローバル・ガバナンス論 国際政治経済政策事例研究 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専・他	教 授	吉田 文和 (57歳)	平成17年4月	技術政策学 環境経済学 環境政策事例研究 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専・他	教 授	蟹江 俊仁 (49歳)	平成19年4月	災害危機管理事例研究 技術政策学 プロジェクト・マネジメント論 自然災害論 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専・他	准教授	堀口 健夫 (33歳)	平成19年4月	国際組織法論 環境法Ⅱ 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	
専・他	准教授	中島 岳志 (32歳)	平成18年10月	現代アジア政治外交論 国際政治経済政策事例研究 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB 公共政策特別研究ⅡA 公共政策特別研究ⅡB	

専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏　名 (年齢)	就任年月	担当授業科目名	備　考
○・○	教 授	石井 吉春 (53歳)	平成17年4月	政策評価論 地域政策論 日本経済論 公共経営事例研究 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
○・○	教 授	芝田 文男 (50歳)	平成17年4月	現代社会保障論 比較地域福祉論 福祉労働政策事例研究 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
○・○	教 授	倉田 健児 (48歳)	平成17年4月	産業エネルギー政策論 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
○・○	教 授	山田 秀樹 (50歳)	平成17年7月	金融政策論 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
○・△	教 授	石 弘之 (67歳)	平成17年4月	地球環境論 国際協力論 環境政策事例研究 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
○・△	教 授	柏原 英郎 (67歳)	平成17年4月	運輸交通政策論 社会資本整備論 都市交通政策事例研究 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
兼 担	教 授	稗貫 俊文 (60歳)	平成17年4月	競争法政策 国際経済法	
兼 担	教 授	道幸 哲也 (59歳)	平成17年4月	現代労働法政策	
兼 担	教 授	岡田 信弘 (55歳)	平成17年4月	立法過程論	
兼 担	教 授	白取 祐司 (54歳)	平成17年4月	現代犯罪論	
兼 担	教 授	長井 長信 (53歳)	平成17年4月	現代犯罪論	
兼 担	教 授	長谷川 晃 (52歳)	平成17年4月	現代法思想	
兼 担	教 授	常本 照樹 (51歳)	平成17年4月	国際人権法	
兼 担	教 授	権左 武志 (47歳)	平成17年4月	現代政治思想論 I	
兼 担	教 授	鈴木 賢 (46歳)	平成17年4月	現代比較アジア法 中国語実務演習	
兼 担	教 授	宮本 謙介 (57歳)	平成17年4月	開発経済学	
兼 担	教 授	小山 光一 (52歳)	平成17年4月	財政学	
兼 担	教 授	古市 徹 (57歳)	平成17年4月	廃棄物技術政策論	

専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年齢)	就任年月	担当授業科目名	備 考
兼任	教 授	出村 克彦 (61歳)	平成17年4月	農業政策論	
兼任	教 授	Paul Stapleton (51歳)	平成17年4月	英語実務演習Ⅱ	
兼任	教 授	尾崎 一郎 (40歳)	平成17年4月	現代法思想	
兼任	教 授	松久 三四彦 (54歳)	平成17年4月	現代社会と私法秩序	
兼任	教 授	加賀屋 誠一 (59歳)	平成17年4月	自然災害論	
兼任	教 授	小森 光夫 (62歳)	平成17年4月	国際組織法論 国際人権法	
兼任	教 授	佐藤 韶一 (62歳)	平成17年4月	災害危機管理事例研究	
兼任	教 授	杉山 憲一郎 (60歳)	平成19年4月	プロジェクト・マネジメント論 災害危機管理事例研究	
兼任	教 授	空井 謙 (39歳)	平成19年4月	現代政治分析	
兼任	教 授	田村 善之 (43歳)	平成17年4月	知的財産論Ⅱ 知的財産論Ⅲ	
兼任	教 授	宮本 太郎 (48歳)	平成17年4月	福祉社会政策論	
兼任	准教授	安部 由起子 (42歳)	平成17年4月	労働経済学	
兼任	准教授	柿澤 宏昭 (47歳)	平成17年4月	森林環境保全論	
兼任	准教授	黒木 幹男 (61歳)	平成17年4月	自然災害論 災害危機管理事例研究	
兼任	准教授	鈴川 晶夫 (39歳)	平成17年4月	経済統計分析	
兼任	准教授	高野 伸栄 (46歳)	平成17年4月	プロジェクト・マネジメント論 都市交通政策事例研究	
兼任	准教授	谷川 昇 (56歳)	平成17年4月	都市交通政策事例研究	
兼任	准教授	藤谷 武史 (30歳)	平成17年4月	租税政策論	
兼任	准教授	眞壁 仁 (38歳)	平成19年4月	現代政治思想論Ⅱ	
兼任	准教授	横溝 大 (36歳)	平成17年4月	国際民事法	
兼任	准教授	吉田 広志 (36歳)	平成17年4月	知的財産論Ⅰ 知的財産論Ⅱ 知的財産論Ⅲ	
兼任	特任教授	眞柄 泰基 (66歳)	平成17年4月	技術政策学 環境技術政策論 環境リスク管理論 環境政策事例研究 公共政策特別研究ⅠA 公共政策特別研究ⅠB	

専任・ 兼任・ 兼任 の別	職名	氏 名 (年齢)	就任年月	担当授業科目名	備 考
兼 担	特任准教授	宮本 融 (41歳)	平成17年4月	技術政策学 国際政治経済学 環境政策事例研究 国際政治経済政策事例研究 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
兼 担	特任准教授	佐藤 雅代 (35歳)	平成19年4月	マクロ経済学 公共経済学 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
兼 担	特任准教授	元田 結花 (35歳)	平成19年4月	国際協力論 国際政治経済政策事例研究 公共政策特別研究 I A 公共政策特別研究 I B	
兼 任	講 師 特任教授	荒田 英知 (44歳)	平成17年10月	交渉・合意形成手法 法政策ペーパー技能演習 官民連携実務演習（エクスカーション）I 官民連携実務演習（エクスカーション）II 公共政策実務演習（エクスカーション）I 公共政策実務演習（エクスカーション）II	
兼 任	講 師	飯田 文雄 (45歳)	平成19年4月	公共哲学	
兼 任	講 師	川島 真 (39歳)	平成19年4月	国際政策特論 I	
兼 任	講 師	岸 博幸 (44歳)	平成19年4月	イノベーション・マネジメント論	
兼 任	講 師	畠山 武道 (63歳)	平成19年4月	環境法 I	
兼 任	講 師	古矢 旬 (59歳)	平成19年4月	現代アメリカ政治外交論	
兼 任	講 師	星野 克紀 (48歳)	平成19年4月	社会調査法	
兼 任	講 師	松岡 悅子 (53歳)	平成17年4月	ジェンダー政策論	
兼 任	講 師	山本 伸夫 (57歳)	平成19年4月	情報過程論	
兼 任	講 師	渡辺 賢 (50歳)	平成18年4月	公務労働法論	

公共政策大学院教員数一覧

- 専 任 : 9名
- 専・他 : 6名
- 実・専 : 4名
- 実・み : 2名
- 兼 担 : 37名
- 兼 任 : 10名
- 計 : 68名

3. 配布資料リスト

資料番号	資料名
1	学生便覧
2	講義要領
3	学生募集要項(基準特別選考・社会人特別選考)
4	学生募集要項(一般選考・外国人留学生特別選考)
5	パンフレット
6	ホームページ(理念)
7	更新作業の状況
8	英文パンフレット
9	資格審査での入学者数
10	学生募集のポスター資料
11	過去3年間の入試説明会等開催状況
12	公共政策大学院志願者・合格者・入学者在学状況表
13	公共政策大学院志願者・合格者・入学辞退者・入学者状況表(一般選考試験場別)
14	公共政策大学院シンポジウム一覧
15	開講科目別履修状況
16	新カリキュラム新旧対照表
17	リサーチペーパー申請一覧
18	事例研究における外部講師の招聘一覧
19	履修人数一覧
20	土曜開講、長期休暇期間中の開講一覧
21	授業時間割
22	公共政策学教育部規程
23	他研究科授業科目履修実績
24	エクステーンシップ実績
25	ホームページ(カリキュラム)
26	オフィスアワー一覧
27	教員間での情報共有
28	平成17、18、19年度ファカルティ・ディベロップメント(アンケート授業参観)日程
29	授業アンケートの実施について
30	FD授業参観(授業公開)についての通知

資料番号	資料名
31	修了後の進路状況一覧
32	H19年度 各種委員会委員名簿(全学・公共政策大学院)
33	教員一覧
34	国立大学法人北海道大学における教員選考についての指針
35	国立大学法人北海道大学教員選考基準
36	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教員選考内規
37	北海道大学大学院公共政策学教育部実務家みなし専任教員選考内規
38	施設・設備整備状況について
39	学生への経済的支援実績一覧
40	北公会概要
41	公共政策大学院財政状況

4. 付録資料(1)

—公共政策大学院志願者・合格者・入学者在学状況表
(資料12)

公共政策大学院志願者・合格者・入学者・在学状況表

平成19年度

入学定員	基準特別選考		社会人特別選考		一般選考		外国人留学生特別選考		合計		資格審査【内数】		在学状況						
	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	定員	収容	1年次	2年次	長期履修 【内数】		
公共経営コ-入	1	1	11	8	31	7	13	7	43	22	15	1	1	0	0	16	23	8	
国際政策コ-入			2	0	15	0	10	7	1	0	18	10				8	3	2	
技術政策コ-入	5	5	3	3	8	5	4				16	13	9	1	1	60	9	11	
合計	6	6	16	11	54	8	28	8	1	0	77	45	31	2	2	1	33	37	13

平成18年度

入学定員	基準特別選考		社会人特別選考		一般選考		外国人留学生特別選考		合計		資格審査【内数】		在学状況							
	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	定員	収容	1年次	2年次	長期履修 【内数】			
公共経営コ-入	9	7	4	7	6	5	38	28	16	10	54	29	19			19	24	6		
国際政策コ-入	30	1	0	2	2	2	4	3	2	0	7	5	2	1	1	60	3	6		
技術政策コ-入		3	3	2	1	1	11	8	8	6	16	12	10	1	0	10	8	1		
合計	13	11	7	11	9	8	53	39	26	16	0	0	77	46	31	2	1	32	38	9

平成17年度

入学定員	基準特別選考		社会人特別選考		一般選考		外国人留学生特別選考		合計		資格審査【内数】		在学状況					
	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	定員	収容	1年次	2年次	長期履修 【内数】	
公共経営コ-入	3	3	34	10	40	10	32	25	17	13	69	30	26	17	11	4	4	
国際政策コ-入	30	2	1	4	2	2	5	4	4	1	12	8	3	2	1	0	0	
技術政策コ-入		1	1	0	8	3	7	6	5		16	10	6	4	2	1	0	
合計	6	5	46	15	15	44	36	27	22	1	97	48	42	23	14	5	42	3

4. 付録資料(2)

—公共政策大学院シンポジウム一覧(資料14)

平成 17 年度 北海道大学公共政策大学院シンポジウム一覧

日時・会場	テーマ・パネリスト等	共催等	概要等
7月15日（金） 13:30-16:45 京王プラザホテル札幌 2階	進化する公共政策～文と理、理論と実践、官と民の融合～ 池上徹彦 会津大学 学長 山田宏 札幌市 市長 上田文雄 横浜市 参与 南岸博幸 慶應大学 助教授（竹中大臣秘書官） 宮脇淳 北海道大学公共政策大学院 院長	創成科学共同研究機構 株式会社総合研究所	21世紀の日本そして国際社会に求められる「公共政策」とは何かについて、さらに、理論だけではなく具体的な実践を目指す公共政策大学院として、地域政策の形成と実践において求められる視点として資質とは何かについて掘り下げます。
10月18日（火） 13:30-17:00 北海道大学工学研究科B31	多様な形態の水道事業を考える 朝倉浩司 総務省自治財政局公営企業企画室 課長補佐 石井健一 自治省水道協会 工務部長 小笠原総一 北海道公営企業管理者 坂本弘道 社団法人日本水道工業団体連合会 専務理事 佐野修久 日本政策投資銀行 北海道支店 調査課長 佐野誠二 厚生労働省 健康局 水道課 課長補佐 筒井達男 パシフィックコンサルタンツ株式会社 PFI事業部 課長 森本淳 北海道大学公共政策大学院 院長 宮脇泰基 北海道大学公共政策大学院 特任教授	北海道大学工学研究科： 21世紀 COE プログラム	公共政策大学院では「知の創造と活用」による戦略重点プロジェクトの1つとして公共政策形成あります。この一環として研究を進めています。この一環として新しい都市型の公共事業を進めために「水道事業評価・監査策定マニュアル研究会」を発足させ、文理融合の公共政策大学院を核として、学・官・産の連携により多様な形態で展開されようとしている水道事業の方について研究を進めています。
11月26日（土） 13:00-16:30 北海道大学 クラーケ会館	公共交通～市民が活かす行政学～ 上田文雄 札幌市 市長 跡田直澄 慶應義塾大学 教授 高橋彦芳 長野県栄村 村長 寺沢和博 千葉県市川市市民生活部 プランティ・NPO活動推進課 副主幹 宮脇淳 北海道大学公共政策大学院 院長	北海道大学公共政策大学院 札幌市 院生協議会	市民の望む行政が実現されるために、どのように市民の声を活かしていくかを全国の先進的取り組みから考えていきます。
2月12日（日） 14:00-17:00 道新ホール	道州制構想と北海道の行方 高橋はるみ 北海道知事 桜田義孝 内閣府副大臣 宮脇淳 町長 北良治 奈井江町 町長 山口二郎 北海道大学公共政策大学院 教授 前川克彦 北海道企画振興部地域主権推進室長 石井吉春 北海道大学公共政策大学院 教授 山崎幹根 北海道大学公共政策大学院 助教授 江尻司 北海道新聞論説 副主幹	北海道新聞社	現在、北海道の政治・行政・経済のあり方を大きくかえようとする道州制構想をめぐる議論が、道内外で進められています。道州制改革によって、北海道がどのようにかわるのか、北海道と国との関係が行政財政面をはじめとしてどのようにかわるのかを、道内外の識者を招いて多角的に議論します。

北海道大学公共政策大学院シンポジウム一覧

日時・会場	テーマ・パネリスト等	共催等	概要等
3月3日(金) 13:30-16:30 時事通信ホール	地域の水道事業を考える 金近忠彦 横浜市水道事業管理者 渡邊滋夫 松山市公営企業管理者 遠藤誠作 福島県三春町企業局長 石井健智 日本水道協会工務部長 宮脇淳 北海道大学公共政策大学院 院長 眞柄泰基 北海道大学公共政策大学院 特任教授	創成科学共同研究機構 環境・科学技術政策プロジェクト 時事通信社	
3月22日(水) 13:30-17:00 北海道大学 学術交流会館講堂	水道事業の再構築は 山村尊房 厚生労働省健康局水道課長 篠武夫 横浜市水道局理事・水道技術管理者 竹村雅之 国際連合 吉村和就 札幌市水道局計画課長 本多裕孝 北海道大学公共政策大学院 特任教授 眞柄泰基	北海道大学工学研究科: 21世紀COEプログラム	

平成 18 年度 北海道大学公共政策大学院シンポジウム一覧

日時・会場	テーマ・パネリスト等	共催等	概要等
5月 9日 (火) 13:00-17:10 北海道大学 学術交流会館講 堂	データーから見る水道事業の今 森本 達男 竹村 雅之 清水 憲吾 安部 卓見 内藤 嘉人 山村 尊房 眞柄 泰基 宮脇 淳	パシフィックコンサル タント(株)	公共政策大学院では「知の創造と活用」による戦略重点プロジェクトの1つとして公共政策形成あります。この一環として新しい都市型の社会資本整備を進めるために、多様な形態で展開されようとしている水道事業の方について研究を進めております。
6月 22 日 (木) 13:30-17:15 北海道大学 クラーク会館	新たな希望でデザインする新しい北海道のかたち 森地 茂 小野 壽司 鈴木 英一 清治 真人 石 石弘 出村 克彦 柏原 英郎	国土交通省	公共政策大学院では「知の創造と活用」による戦略重点プロジェクトの1つとして公共政策形成あります。この一環として研究を進めております。この一環として、現在、新時代に対応した新たな国土形成の計画策定の枠組みや管理などに関する研究を進めております。
9月 30 日 (土) 13:00-16:45 北海道大学 学術交流会館講 堂	北海道未来展望カレッジ in 北海道大学 今後の経済・財政運営について～北海道 21世紀の可能性と挑戦～ 本間 雅明 沓澤 敏 見野 全 水元 尚也 佐々木 央 宮脇 淳	北海道 株式会社富士通総研 朝日田コーポレーション 北海道企画振興部地域振興・計画局計画室 参事 元白老町 町長 株オホーツクビル 社長 株富士通総研 シニアマネジングコンサルタント 北海道大学公共政策大学院 院長	変動期における北海道の総合計画とはどうあるべきか、その取り組む環境はさらにどう変化するのか、その中で 21世紀の北海道の羅針盤はどこにあるのかなどを議論します。
12月 2 日 (木) 13:00-16:30 北海道大学 クラーク会館	北海道 (ワクテイ) スピリットの再生～自律ある地域のための道州制～ 西尾 勝 伊藤 喜平 小川 康則 山崎 幹根	北海道公共政策大 学院 院生協議会 長野県下條村 村長 総務省自治行政局行政課 理事官 北海道大学公共政策大学院 助教授	今回のシンポジウムでは地域のあり方を変える可能性をもった道州制を取り上げ、今後の自律ある地域経営について考えてていきます。

平成 19 年度 北海道大学公共政策大学院シンポジウム一覧

日時・会場	テーマ・パネリスト等	共催等	概要等
6月23日（土） 15:00-17:30 北海道大学 クラーク会館	HOPS研設立記念講演会 地球環境再生の政策学 南川秀樹 環境省地球環境局 局長 石弘之 北海道大学公政大学院院長 特任教授 吉田文和 北海道大学公政大学院 教授 元田結花 SGP/北海道大学公政大学院 特任准教授	北海道大学創成科学共同研究機構 環境・科学技術プロジェクト	地球環境の再生政策は、世界的な緊急課題となっている。米中印などの大国が京都議定書に制約されず、日本がその実施に汲々とする中、EUは、ポスト京都議定書の地球環境について攻勢を強めている。このシンポジウムでは、地球環境政策の意義と構想を再検討し、世界、日本、北海道の環境再生の針路を展望する。
6月30日（土） 13:30-16:00 北海道大学 クラーク会館	北海道大学公政セセナーティ設立記念連続シンポジウム「再生の政策学」 <u>開発再生の政策学</u> 小磯修二 銚路公立大学 教授・地域経済研究センター 教授 相原英郎 北海道大学公政大学院 特任教授 山崎幹根 北海道大学公政大学院 教授	北海道大学創成科学共同研究機構 環境・科学技術プロジェクト 釧路公立大学地域経済研究センター 財団法人北海道開発協会	戦後の北海道の開発政策を歴史的に評価し、今後のあるべき開発政策を探る。
7月7日（土） 14:00-16:30 札幌アスペンホテル 2階	北海道大学公政セセナーティ設立記念連続シンポジウム「再生の政策学」 <u>自治体再生の政策学</u> 木下敏之 前佐賀市 市町 株式会社富士通総研客員研究员 中島弘雅 慶應義塾大学法務研究科 教授 増田寛也 前岩手県 知事 地方分権改革推進委員会 委員長代理 木村眞淳 北海道大学公政大学院 特任助教 宮脇淳 地方分権改革推進委員会 教授 内閣府参与 事務局長	北海道大学創成科学共同研究機構 環境・科学技術プロジェクト 株式会社富士通総研 朝日田コープレーシヨン	地方自治体の財政は、大きく二極分化しあはじめている。夕張市だけではなく財政危機に瀕している地方自治体の再生には何が必要となるのか、第二次分権改革の課題等も踏まえて掘り下げるこことしたい。

4. 付録資料(3)

—授業時間割(資料21:平成19年度分のみ抜粋)

平成19年度 公共政策大学院授業時間割

曜日	8:45~10:15				10:30~12:00				13:00~14:30				14:45~16:15				16:30~18:00				
	年	科 目	担当教員	教室	年	科 目	担当教員	教室	年	科 目	担当教員	教室	年	科 目	担当教員	教室	年	科 目	担当教員	教室	
1 学期	1・2	現代労働法政策	道 幸	W401	1	政治過程論	山 口	W102	1・2	政策評価論	宮 勝 石 井	W202	1・2	経済統計分析	鈴 川	W102	1・2	グローバル・ガバナンス論	遠 藤	W304	
	1・2	現代犯罪論	白 取 長 井	5番	1・2	環境経済学	吉田文	W304									1・2	競争法政策	稗 貴	W101	
月 2 学期					1・2	比較地域福祉論	芝 田	W304	1	法政策学 (後半は集中)	亘 理	W304	1・2	福祉社会政策論	宮本太	W304	1・2	財政学	小 山	W303	
													1・2	災害危機管理事例研究	蟹 杉 黒 佐藤馨	L203	1・2	災害危機管理事例研究	蟹 杉 黒 佐藤馨	L203	
火 1 学期	1・2	マクロ経済学	佐藤雅	W304	1・2	比較政府間関係論	山 崎	W304	1	技術政策学	眞 柄 蟹 江 吉田文 宮本融	W102	1・2	現代アジア政治外交論	中 島	W203	1・2	現代政治思想論 I	権 左	W302	
					1・2	都市技術政策論	中 辻	L203	1・2	森林環境保全論	柿 澤	N253	1・2	金融政策論 (5/22以降W202)	山 田	W402	1・2	金融政策論 (5/22以降W202)	山 田	—	
水 2 学期	1・2	行政法秩序論	亘 理	W304	1・2	現代社会と私法秩序	松 久	W304	1	国際公共政策学	中 村	W309	1・2	環境政策事例研究	石 柄 眞 柏 吉田文 宮本融	W401	1・2	環境政策事例研究	石 柏 眞 柏 吉田文 宮本融	W401	
					1・2	労働経済学	安 部	W102	1・2	立法過程論	岡 田	W102	1・2	行政法制度論	亘 理	研312	1・2	リーダーシップ事例研究	山 口	W501	
木 1 学期					1・2	国際人権法	小 森 常 本	W401													
					1・2	現代政治思想論 II	眞 壁	W304	1・2	現代ヨーロッパ政治外交論	吉田徹	W403	1・2	現代社会保障論	芝 田	W304	1・2	環境法 II	堀 口	W304	
水 2 学期					1・2	自然災害論	蟹 江 加賀屋 黒 木	L203	1・2	産業エネルギー政策論	倉田健	W304	1・2	プロジェクトマネジメント論	蟹 江 高 野	L203					
	1・2	租税政策論	藤 谷	W401	1・2	知的財産論 II	田村善 吉田広	W203	1・2	国際経済学	佐々木	W304	1・2	公共経営事例研究	(新任) 石 井 崎 エリカ	エリカ	1・2	公共経営事例研究	(新任) 石 井 崎 エリカ	エリカ	
木 1 学期					1・2	環境リスク管理制度論	眞 柄	L203	1・2	福祉法政策学 (未定)	W401	1・2	都市交通政策事例研究	中 辻 稻 谷 高 野 (山本)	L203	1・2	都市交通政策事例研究	中 辻 稻 谷 高 野 (山本)	L203		
													1・2	情報過程論	W401						
木 2 学期					1・2	ミクロ経済学	肥 前	W303	1・2	環境技術政策論	眞 柄	L203									
					1・2	国際組織法論	小 森 堀 口	W304	1・2	英語実務演習 II	P. 斯テイ ブ・トン	W204									
木 1 学期					1・2	中国語実務演習	鈴 木	W403													
	1・2	運輸交通政策論	中 辻 柏 原	L203	1・2	開発経済学	宮本謙	W304	1・2	地球環境論	石 岩	W102	1・2	センター政策論(隔週)	(松岡)	W101	1・2	センター政策論(隔週)	(松岡)	W101	
木 2 学期					1・2	日本経済論	石 井	W401	1・2	英語実務演習 I	中 村	W304	1・2	農業政策論	出 村	W401					
					1・2	リーダーシップ論	宮 脇	W101	1	公共政策学	宮 勝 (木村)	W101									
金 1 学期	1	経済政策論	佐々木	W102	1・2	国際協力論	元 田 石	W401	1・2	国際政治経済学	宮本融	W401	1・2	福祉労働政策事例研究	芝 田	W517	1・2	福祉労働政策事例研究	芝 田	W517	
					1・2	法政策ペーパー一技能演習	荒 田	W304	1・2	社会資本整備論	柏 原	W304	1・2	国際民事法	横 清	W402					
金 2 学期	1・2	地域政策論	石 井	W304	1・2	国際経済法	稗 貴	5番	1・2	公共経済学	佐藤雅	W304	1・2	国際政治経済政策事例研究	中 遠 藤 島 中 島 宮 本 元 田	エリカ	1・2	国際政治経済政策事例研究	中 遠 藤 島 中 島 宮 本 元 田	エリカ	
					1・2	知的財産論 III	田村善 吉田広	W203	1・2	現代政治分析	空 井	W401					1・2	現代法思想	長谷川 尾崎	W403	
土 1 学期	1・2	リーダーシップ論	宮 脇	W101	1	公共政策学	宮 勝 (木村)	W101													

※ 教室の表示でWは人文・社会科学総合教育研究棟を、○番は文系共同講義棟を、P及びLは工学研究科棟を示します。

集中講義

1 学期	1・2	公共哲学	(飯田)	—	1・2	環境法 I	(嵐山)	—	1・2	イノベーション・マネジメント論	(岸)	—	1・2	I 國際政策特論	(川島)	—	1・2	社会調査法	(星野)	—	
	1・2	交渉・合意形成手法	荒 田	—																	
2 学期	1・2	現代アメリカ政治外交論	(古矢)	—	1	法政策学 (前半は月3)	(菊池)	—													
通年	1・2	公共政策実務演習 I	荒 田	—	1・2	公共政策実務演習 II	荒 田	—	1・2	官民連携実務演習 I	荒 田	—	1・2	官民連携実務演習 II	荒 田	—					

注) ① 上位学年に開講されている授業科目(1年次は2年次に開講されている科目)は、履修できません。

② 第2学期の授業科目については、あくまでも現時点での予定であり、曜日・講師、教室等が変更される場合がありますので注意してください。

平成19年度 公共政策大学院授業時間割

曜日	開講期	8:45~10:15			10:30~12:00			13:00~14:30			14:45~16:15			16:30~18:00							
		年	科 目	担当教員	教室	年	科 目	担当教員	教室	年	科 目	担当教員	教室	年	科 目	担当教員	教室				
月	1学期	2	現代労働法政策	道 幸	W401	1	政治過程論	山 口	W102	1・2	政策評価論	宮 駿 石 井	W202	1	経済統計分析	鈴 川	W102	1・2	グローバル・ガバナンス論	遠 藤	W304
		1・2	現代犯罪論	白 取 井	5番	1・2	環境経済学	吉田文	W304								1・2	競争法政策	神 貴	W101	
						2	比較地域福祉論	芝 田	W304	1	法政策学 (後半は集中)	亘 理	W304	1	福祉社会政策論	宮本太	W304	1	財政学	小 山	W303
														1・2	災害危機管理事例研究	蟹 杉 山 木 佐藤馨	L203	1・2	災害危機管理事例研究	蟹 杉 山 木 佐藤馨	L203
火	2学期																				
		1	マクロ経済学	佐藤雅	W304	1・2	比較政府間関係論	山 崎	W304	1	技術政策学	眞 柄 蟹 江 吉田文 宮本融	W102	1・2	現代アジア政治外交論 I	中 島	W203	2	現代欧米政治思想	樺 左	W302
						1	都市技術政策論	中 辻	L203	2	森林環境保全論	柿 泽	農 N253	1・2	金融政策 (5/22以降W202)	山 田	W402	1・2	金融政策 (5/22以降W202)	山 田	—
		1	行政法制度論	亘 理	W304	1	現代社会と私法秩序	松 久	W304	1	国際公共政策学	中 村	W309	1・2	環境政策事例研究	石 桜 吉田文 宮本融	W401	1・2	環境政策事例研究	石 桜 吉田文 宮本融	W401
水	1学期					2	労働経済学	安 部	W102	1・2	立法過程論	岡 田	W102	1	行政訴訟論	亘 理	研312	1・2	リーダーシップ事例研究 I	山 口	W501
						1・2	国際人権法	小 森 本	W401												
						2	現代日本政治思想	眞 壁	W304	2	現代ヨーロッパ政治外交論	吉田徹	W403	1	現代社会保障論	芝 田	W304	2	環境法 II	堀 口	W304
						2	自然災害論	蟹 江 加賀屋 黒 木	L203	2	産業エネルギー政策論	倉田健	W304	1・2	プロジェクト・マネジメント論	蟹 江 高 野	L203				
木	2学期	1・2	租税政策論	藤 谷	W401	1・2	知的財産論 II	田村善 吉田広	W203	1	国際経渉学	佐々木	W304	1・2	行政経営事例研究	(新任) 石 井 堺 嵐 エリカ	1・2	行政経営事例研究	(新任) 石 井 堺 嵐 エリカ	1・2	
						1・2	環境リスク管理論	眞 柄	L203	1・2	福祉法政策学 (未定)	(未定)	W401	1・2	都市交通政策事例研究	中 辻 原 谷 高 野	L203	1・2	都市交通政策事例研究	中 辻 原 谷 高 野	L203
						1	ミクロ経済学	肥 前	W303	1・2	環境技術政策論	眞 柄	L203								
						1	国際組織法論	小 森 口	W304	1・2	英語実務演習 III	P. スティ ブルトン	W204								
金	1学期					1・2	中国語実務演習 I	鈴 木	W403												
						1・2	運輸交通政策論	中 辻 原	L203	1・2	開発経済学	宮本謙	W304	1・2	地球環境論	石	W102	1・2	ジェンダー政策論(隔週)	(松岡)	W101
										1・2	英語実務演習 I	中 村	W304	2	農業政策論	出 村	W401	1・2	ジェンダー政策論(隔週)	(松岡)	W101
						1	経済政策論	佐々木	W102	1・2	国際協力論	元 田 石	W401	1・2	国際政治経済論	宮 本 融	W401	1・2	福祉労働政策事例研究	芝 田	W517
土	2学期					1・2	法政策ベーパー技能演習 I	荒 田	W304	1・2	社会資本整備論	柏 原	W304	2	国際民法	横 澄	W402				
						1・2	地域政策論	石 井	W304	1・2	国際経済法	眞 貴	5番	1	公共経済学	佐藤雅	W304	1・2	国際政治経済政策事例研究	中 遠 村 藤 島 宮 本 融	エリカ
						1・2	知的財産論 III	田村善 吉田広	W203	1・2	政策決定論	空 井	W401					1・2	国際政治経済政策事例研究	中 遠 村 藤 島 宮 本 融	エリカ
						1・2	廃棄物技術政策論	古 市	工C12									2	現代法思想	長谷川 尾	W403
土	1学期	1・2	リーダーシップ論	宮 脇	W101	1	公共政策学	宮 脇 (木村)	W101												

※ 教室の表示でWは人文・社会科学総合教育研究棟を、○番は文系共同講義棟を、P及びIは工学研究科棟を示します。

集中講義

1学期	1	公共哲学	(飯田)	—	2	環境法 I	(昌山)	—	1・2	イノベーション・マネジメント論	(岸)	—	1・2	現代アジア政治外交論 II	(川島)	—	1・2	社会調査法	(星野)	—
	1・2	交渉・合意形成手法	荒 田	—																
2学期	2	公務労働法論	(渡邊)	—	2	現代アメリカ政治外交論	(古矢)	—	1	法政策学 (前半は月3)	(菊池)	—								
通年	1・2	公共政策実務演習 I	荒 田	—	1・2	公共政策実務演習 II	荒 田	—	1・2	官民連携実務演習 I	荒 田	—	1・2	官民連携実務演習 II	荒 田	—				

注) ① 上位学年に開講されている授業科目(1年次は2年次に開講されている科目)は、履修できません。

② 第2学期の授業科目については、あくまでも現時点での予定であり、曜日・講時、教室等が変更される場合がありますので注意してください。

4. 付録資料(4)

—公共政策学教育部規程(資料22)

○北海道大学大学院公共政策学教育部規程

平成17年4月1日
海大達第51号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則(平成16年海大達第31号)第27条の3第4項の規定に基づき、公共政策学教育部(以下「本教育部」という。)の教育課程等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本教育部は、公共政策に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に行うことにより、国、地方公共団体、国際機関等において公共政策及び公共サービスに関する企画、立案、実施、評価等を担う専門家及び職業人を養成することを目的とする。

第1章の2 専攻、課程及びコース

(専攻)

第1条の3 本教育部に、次の専攻を置く。

公共政策学専攻

(課程)

第2条 公共政策学専攻の課程は、専門職学位課程とし、同専攻を専門職大学院とする。

(コース)

第3条 公共政策学専攻に、履修上の区分として、次のコースを設ける。

公共経営コース

国際政策コース

技術政策コース

第2章 標準修業年限

(標準修業年限)

第4条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

(標準修業年限の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、本教育部において教育上の必要があると認めるときは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合は、学生の履修上の区分に応じ、当該課程の標準修業年限を1年とすることができる。

第3章 入学、再入学、転学及び所属変更

(入学)

第6条 本教育部に入学することのできる者は、北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号。以下「通則」という。)第10条第1項各号のいずれかに該当する者で、本教育部の行う選考に合格した者とする。

(再入学、転学及び所属変更)

第7条 通則第13条各号のいずれかに該当する者が本教育部に再入学又は転学を願い出た場合は、選考の上これを許可することがある。

- 2 通則第13条の2第1号の規定により研究科又は学院の学生が本教育部に所属の変更を願い出した場合は、選考の上これを許可することがある。

第4章 授業科目、修了要件、履修方法及び試験

(授業科目及び単位)

第8条 公共政策学専攻の授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

- 2 別表に掲げるもののほか、教授会が必要と認めるときは、臨時の授業科目を設けることができる。

(単位数の計算の基準)

第8条の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、15時間の授業をもつて1単位とする。

(課程の修了要件)

第9条 本教育部専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、42単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により1年の標準修業年限を定められた者(以下「標準修業年限特例者」という。)にあっては、当該課程に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、42単位以上を修得することとする。
- 3 本教育部において教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生の専攻分野に関する本学の研究科又は学院の専攻の授業科目を指定して履修させ、専門職学位課程の単位とすることはできる。

(在学期間の短縮)

第10条 本教育部において、第14条第1項の規定により本教育部に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本教育部において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本教育部における教育課程の一部を履修したと教授会が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本教育部に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期履修)

第11条 本教育部において、学生(第5条の規定により1年の標準修業年限を定められた者を除く。)が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修に關し通則第4条の2に定めるもののほか、本教育部において必要な事項は、教授会の議を経て、教育部長が別に定める。

(他大学の大学院における履修等)

第12条 本教育部において教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が専攻分野に関する他の大学の大学院の授業科目を履修し又は外国の大学の大学院において学修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、教授会の議を経て、21単位を超えない範囲において、第9条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

(休学期間中の外国の大学における学修)

第13条 本教育部において教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について、本教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、21単位を超えない範囲において、第9条の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 本教育部において教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、新たに本教育部に入学した学生が、入学前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)又は外国の大学の大学院において学修した成果を、本教育部に入学した後の本教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本教育部において修得した単位以外のものについては、第12条第2項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、21単位を超えない範囲において、第9条の規定により修得すべき単位の一部とすることができる。

(履修科目の登録の上限)

第15条 本教育部において、学生が1年間に履修登録することができる授業科目の単位数は、32単位以内とする。ただし、標準修業年限特例者にあっては、この限りでない。

(試験)

第16条 授業科目の単位を修得するには、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

(成績の評価)

第17条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

第5章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第18条 専門職学位課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、教授会の議を経て、これを認定する。

第6章 特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第19条 本教育部において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 特別聴講学生は、学期又は学年ごとに許可する。

3 特別聴講学生に係る試験及び成績の評価については、第16条及び第17条の規定を準用する。

(委託生)

第20条 通則第43条及び第44条の規定による委託生の入学については、教授会の議を経て、許可することがある。

(外国人留学生)

第21条 通則第47条の規定による外国人留学生の入学については、教授会の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日海大達第150号)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に本学に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

専門職学位課程

公共経営コース

区分	授業科目	単位	備考
基本科目群	(A類)		前提科目から8単位以上、根幹科目から4単位以上を修得すること。ただし、標準修業年限特例者にあっては、根幹科目の政策評価論を必修とし、基本科目群から10単位以上を修得すること。
	公共政策学	2	
	政治過程論	2	
	技術政策学	2	
	経済政策論	2	
	法政策学	2	
	国際公共政策学	2	
	(A類)		
	公共哲学	2	
	政策評価論	2	
	現代社会と私法秩序	2	
	行政法秩序論	2	
	ミクロ経済学	2	
	マクロ経済学	2	
	経済統計分析	2	
	環境経済学	2	
	国際経済学	2	
	環境技術政策論	2	
	都市技術政策論	2	
	運輸交通政策論	2	
	(B類)		
	国際組織法論	2	
	国際政治経済学	2	
	プロジェクト・マネジメント論	2	
展開科目群	(A類)		6単位以上を修得すること。
	社会資本整備論	2	
	環境リスク管理論	2	
	自然災害論	2	
	地域政策論	2	
	公共経済学	2	
	財政学	2	
	労働経済学	2	
	金融政策論	2	
	農業政策論	2	
	森林環境保全論	2	
	地球環境論	2	

リーダーシップ論	2
現代政治分析	2
比較政府間関係論	2
行政法制度論	2
地方自治法	2
立法過程論	2
環境法 I	2
環境法 II	2
競争法政策	2
知的財産論 I	2
知的財産論 II	2
知的財産論 III	2
国際協力論	2
租税政策論	2
現代労働法政策	2
福祉法政策学	2
福祉社会政策論	2
現代社会保障論	2
比較地域福祉論	2
ジェンダー政策論	2
現代日本政治外交論	2
現代政治思想論 I	2
現代政治思想論 II	2
現代法思想	2
現代犯罪論	2
NGO/NPO経営論	2
グローバル・ガバナンス論	2
情報過程論	2
日本経済論	2
公共経営特論 I	2
公共経営特論 II	2
公共経営特論 III	2
(B類)	
イノベーション・マネジメント論	2
産業エネルギー政策論	2
廃棄物技術政策論	2
開発経済学	2
国際経済法	2
国際人権法	2
国際民事法	2
現代アジア政治外交論	2
現代アメリカ政治外交論	2
現代ヨーロッパ政治外交論	2
現代比較アジア法	2
技術政策特論 I	2
技術政策特論 II	2
国際政策特論 I	2
国際政策特論 II	2
(A類)	
実践科目群 公共政策実務演習(エクスター)	2

8単位以上を修得すること。ただし、標

シップ) I		準修業年限特例者にあっては、4単位以上を修得すること。
公共政策実務演習(エクスター ンシップ) II	1	
官民連携実務演習(エクスター ンシップ) I	2	
官民連携実務演習(エクスター ンシップ) II	1	
法政策ペーパー技能演習	2	
社会調査法	2	
交渉・合意形成手法	2	
英語実務演習 I	2	
英語実務演習 II	2	
(B類)		
中国語実務演習	2	
事例研究科目群		
(A類)		
リーダーシップ事例研究	2	
公共経営事例研究	4	
環境政策事例研究	4	
金融財政政策事例研究	4	
都市交通政策事例研究	4	
福祉労働政策事例研究	4	
(B類)		
災害危機管理事例研究	4	
国際政治経済政策事例研究	4	
リサーチペーパー		2単位以上を修得すること。ただし、標準修業年限特例者にあっては、公共政策特別研究 II Bを必修とし、8単位以上を修得すること。
公共政策特別研究 I A	[2]	
公共政策特別研究 I B	[2]	
公共政策特別研究 II A	8	
公共政策特別研究 II B	8	

注

- 1 A類の授業科目は、このコースにおいて推奨する授業科目である。
- 2 単位欄が〔 〕となっている授業科目は、同一授業科目で複数内容の授業で開講される授業科目である。
- 3 「公共政策特別研究 II B」は、標準修業年限特例者を対象として開講する授業科目である。

国際政策コース

区分	授業科目	単位	備考
基本科目群	(A類)		前提科目から8単位以上、根幹科目から4単位以上を修得すること。ただし、標準修業年限特例者にあっては、根幹科目の政策評価論を必修とし、基本科目群から10単位以上を修得すること。
		2	
		2	
		2	
		2	
		2	
		2	
根幹科目	(A類)		
		2	
		2	

	国際組織法論	2
	国際政治経済学	2
	ミクロ経済学	2
	マクロ経済学	2
	経済統計分析	2
	環境経済学	2
	国際経済学	2
	環境技術政策論	2
	(B類)	
	現代社会と私法秩序	2
	行政法秩序論	2
	プロジェクト・マネジメント論	2
	都市技術政策論	2
	運輸交通政策論	2
展開科目群	(A類)	
	社会資本整備論	2
	環境リスク管理論	2
	開発経済学	2
	地球環境論	2
	国際人権法	2
	現代政治分析	2
	立法過程論	2
	環境法Ⅰ	2
	環境法Ⅱ	2
	国際経済法	2
	競争法政策	2
	知的財産論Ⅰ	2
	知的財産論Ⅱ	2
	知的財産論Ⅲ	2
	国際民事法	2
	国際協力論	2
	租税政策論	2
	福祉社会政策論	2
	現代社会保障論	2
	比較地域福祉論	2
	ジェンダー政策論	2
	現代日本政治外交論	2
	現代アジア政治外交論	2
	現代アメリカ政治外交論	2
	現代ヨーロッパ政治外交論	2
	現代比較アジア法	2
	現代政治思想論Ⅰ	2
	現代政治思想論Ⅱ	2
	現代法思想	2
	NGO/NPO経営論	2
	グローバル・ガバナンス論	2
	情報過程論	2
	国際政策特論Ⅰ	2
	国際政策特論Ⅱ	2
	日本経済論	2

	(B類)		
	自然災害論	2	
	イノベーション・マネジメント論	2	
	産業エネルギー政策論	2	
	廃棄物技術政策論	2	
	地域政策論	2	
	公共経済学	2	
	財政学	2	
	労働経済学	2	
	金融政策論	2	
	農業政策論	2	
	森林環境保全論	2	
	リーダーシップ論	2	
	比較政府間関係論	2	
	行政法制度論	2	
	地方自治法	2	
	現代労働法政策	2	
	福祉法政策学	2	
	現代犯罪論	2	
	公共経営特論Ⅰ	2	
	公共経営特論Ⅱ	2	
	公共経営特論Ⅲ	2	
	技術政策特論Ⅰ	2	
	技術政策特論Ⅱ	2	
実践科目群	(A類)		8単位以上を修得すること。ただし、標準修業年限特例者にあっては、4単位以上を修得すること。
	公共政策実務演習(エクスター ンシップ)Ⅰ	2	
	公共政策実務演習(エクスター ンシップ)Ⅱ	1	
	官民連携実務演習(エクスター ンシップ)Ⅰ	2	
	官民連携実務演習(エクスター ンシップ)Ⅱ	1	
	法政策ペーパー技能演習	2	
	社会調査法	2	
	交渉・合意形成手法	2	
	英語実務演習Ⅰ	2	
	英語実務演習Ⅱ	2	
	中国語実務演習	2	
事例研究科目群	(A類)		
	リーダーシップ事例研究	2	
	環境政策事例研究	4	
	金融財政政策事例研究	4	
	国際政治経済政策事例研究	4	
	(B類)		
	公共経営事例研究	4	
	都市交通政策事例研究	4	
	災害危機管理事例研究	4	
	福祉労働政策事例研究	4	
リサーチペーパー	公共政策特別研究ⅠA	[2]	2単位以上を修得す

公共政策特別研究ⅠB	[2]	ること。ただし、標準修業年限特例者にあっては、公共政策特別研究ⅡBを必修とし、8単位以上を修得すること。
公共政策特別研究ⅡA	8	
公共政策特別研究ⅡB	8	

注

- 1 A類の授業科目は、このコースにおいて推奨する授業科目である。
- 2 単位欄が〔 〕となっている授業科目は、同一授業科目で複数内容の授業で開講される授業科目である。
- 3 「公共政策特別研究ⅡB」は、標準修業年限特例者を対象として開講する授業科目である。

技術政策コース

区分		授業科目	単位	備考
基本科目群	前提科目	(A類)		前提科目から8単位以上、根幹科目から4単位以上を修得すること。ただし、標準修業年限特例者にあっては、根幹科目の政策評価論を必修とし、基本科目群から10単位以上を修得すること。
		公共政策学	2	
		政治過程論	2	
		技術政策学	2	
		経済政策論	2	
		法政策学	2	
	根幹科目	国際公共政策学	2	
		(A類)		
		公共哲学	2	
		政策評価論	2	
		現代社会と私法秩序	2	
		環境経済学	2	
		プロジェクト・マネジメント論	2	
		環境技術政策論	2	
		都市技術政策論	2	
		運輸交通政策論	2	
		(B類)		
		国際組織法論	2	
	展開科目群	国際政治経済学	2	
		行政法秩序論	2	
		ミクロ経済学	2	
		マクロ経済学	2	
		経済統計分析	2	
		国際経済学	2	
		(A類)		6単位以上を修得すること。
		社会资本整備論	2	
		環境リスク管理論	2	
		自然災害論	2	
		イノベーション・マネジメント論	2	
		産業エネルギー政策論	2	
		廃棄物技術政策論	2	
		地域政策論	2	
		地球環境論	2	
		現代政治分析	2	
		行政法制度論	2	

環境法Ⅰ	2
知的財産論Ⅰ	2
知的財産論Ⅱ	2
知的財産論Ⅲ	2
国際協力論	2
情報過程論	2
技術政策特論Ⅰ	2
技術政策特論Ⅱ	2
(B類)	
公共経済学	2
財政学	2
労働経済学	2
金融政策論	2
開発経済学	2
農業政策論	2
森林環境保全論	2
リーダーシップ論	2
比較政府間関係論	2
国際人権法	2
地方自治法	2
立法過程論	2
環境法Ⅱ	2
国際経済法	2
競争法政策	2
国際民事法	2
租税政策論	2
現代労働法政策	2
福祉法政策学	2
福祉社会政策論	2
現代社会保障論	2
比較地域福祉論	2
ジェンダー政策論	2
現代日本政治外交論	2
現代アジア政治外交論	2
現代アメリカ政治外交論	2
現代ヨーロッパ政治外交論	2
現代比較アジア法	2
現代政治思想論Ⅰ	2
現代政治思想論Ⅱ	2
現代法思想	2
現代犯罪論	2
NGO/NPO経営論	2
グローバル・ガバナンス論	2
日本経済論	2
公共経営特論Ⅰ	2
公共経営特論Ⅱ	2
公共経営特論Ⅲ	2
国際政策特論Ⅰ	2
国際政策特論Ⅱ	2
実践科目群	(A類)

8単位以上を修得す

	公共政策実務演習(エクスター ンシップ) I	2	ること。ただし、標準修業年限特例者に あっては、4単位以上を修得すること。
	公共政策実務演習(エクスター ンシップ) II	1	
	官民連携実務演習(エクスター ンシップ) I	2	
	官民連携実務演習(エクスター ンシップ) II	1	
	法政策ペーパー技能演習	2	
	社会調査法	2	
	交渉・合意形成手法	2	
	英語実務演習 I	2	
	英語実務演習 II	2	
	(B類)		
	中国語実務演習	2	
事例研究科目群	(A類)		
	リーダーシップ事例研究	2	
	環境政策事例研究	4	
	都市交通政策事例研究	4	
	災害危機管理事例研究	4	
	(B類)		
	公共経営事例研究	4	
	金融財政政策事例研究	4	
	福祉労働政策事例研究	4	
	国際政治経済政策事例研究	4	
リサーチペーパー	公共政策特別研究ⅠA	[2]	2単位以上を修得す ること。ただし、標準 修業年限特例者に あっては、公共政策 特別研究ⅡBを必修 とし、8単位以上を 修得すること。
	公共政策特別研究ⅠB	[2]	
	公共政策特別研究ⅡA	8	
	公共政策特別研究ⅡB	8	

注

- 1 A類の授業科目は、このコースにおいて推奨する授業科目である。
- 2 単位欄が〔 〕となっている授業科目は、同一授業科目で複数内容の授業で開講される授業科目である。
- 3 「公共政策特別研究ⅡB」は、標準修業年限特例者を対象として開講する授業科目である。

4. 付録資料(5)

---H19年度 各種委員会委員名簿(全学・公共政策大学院)(資料32)

【公共政策大学院】

平成19年度 各種委員会委員名簿 (全学)

平成19年 7月 1日 現在

委員会等名称	構成等	平成18年度		平成19年度	
		氏名	任期	氏名	任期
連携研究部長・教育部長		宮脇	17. 4. 1~19. 3.31	佐々木	19. 4. 1~21. 3.31
教育研究評議会評議員	官職指定	教育部長	17. 4. 1~19. 3.31	教育部長	19. 4. 1~21. 3.31
教育改革室員		佐々木	17. 5. 1~19. 4.30	佐々木	19. 4. 1~19. 4.30
総長室室員(国際交流室)				蟹江	19. 6. 1~21. 3.31
北海道大学観光学高等研究センター運営委員会	文系7部局から3名 (今回は総長から指名)	宮脇	18. 4. 1~20. 3.31	宮脇	18. 4. 1~20. 3.31
入学者選抜委員会	官職指定	教育部長	17. 4. 1~19. 3.31	教育部長	19. 4. 1~21. 3.31
教務委員会	官職指定	教育部長	17. 4. 1~19. 3.31	教育部長	19. 4. 1~21. 3.31
	教授1名, 2年	加賀屋	17. 4. 1~19. 3.31	吉田文和	19. 4. 1~21. 3.31
学生委員会	教授又は助教授1名, 2年	辻	17. 4. 1~19. 3.31	中島	19. 4. 1~21. 3.31
教務委員会留学生教育専門委員会	教育部の教授・助教授	遠藤	17. 4. 1~19. 3.31	遠藤	19. 4. 1~21. 3.31
環境保全センター運営委員会	文・教・法・経ローテーション1名 (文)		17.10. 1~19. 9.30	(教育)	19.10. 1~21. 9.30
保健管理センター運営委員会	教授又は助教授1名, 2年	石井	17. 4. 1~19. 3.31	石井	19. 4. 1~21. 3.31
図書館委員会	研究部教授又は助教授2年	川島	17. 4. 1~18. 9.30	石井	19. 4. 1~21. 3.31
		石井	18.10. 1~19. 3.31		
高等教育機能開発総合センター					
運営委員会	官職指定	連携研究部長	17. 4. 1~19. 3.31	連携研究部長	19. 4. 1~21. 3.31
全学教育委員会	教授1名, 2年	加賀屋	17. 4. 1~19. 3.31	中辻	19. 4. 1~21. 3.31
高等教育開発研究委員会	教授又は助教授1名, 2年	石井	17. 4. 1~19. 3.31	石井	19. 4. 1~21. 3.31
生涯学習計画研究委員会	教授又は助教授1名, 2年	芝田	17. 4. 1~19. 3.31	芝田	19. 4. 1~21. 3.31
入学者選抜研究委員会	教授又は助教授1名, 2年	山崎	17. 4. 1~19. 3.31	山崎	19. 4. 1~21. 3.31
予算・施設委員会	教授1名, 2年	石井	17. 4. 1~19. 3.31	石井	19. 4. 1~21. 3.31
安全管理委員会	教授又は助教授1名, 2年	小森	17. 4. 1~19. 3.31	肥前	19. 4. 1~21. 3.31
全学教育科目担当責任者		山下	17. 4. 1~19. 3.31	芝田	19. 4. 1~21. 3.31
創成科学共同研究機構運営会議	文・メデ・教の順で部局長1名 (文研究科長)		17. 4. 1~19. 3.31	(文) (研究科長)	19. 4. 1~21. 3.31
	法・公・基の順で部局長1名 (言語文化部長)		17. 4. 1~19. 3.31	(法) (研究科長)	19. 4. 1~21. 3.31
創成科学共同研究機構科学技術振興調整費運用専門委員会	教授・助教授 3年	加賀屋	(17. 6.22~20. 3.31) 17. 6.22~19. 3.31	中村	19. 4. 1~20. 3.31 (前任者の残任期間)
持続可能な開発国際戦略推進会議構成員	教授1名, 2年	吉田	17.11. 1~19.10.31	吉田	17.11. 1~19.10.31
情報基盤センター教育情報システム学内共同利用委員会	教授又は助教授1名, 2年	山田		山田	18. 4. 1~19. 6.30
同情報ネットワーク学内共同利用委員会	教授又は助教授1名, 2年	山田		山田	19. 7. 1~20. 3.31
環境配慮促進部会構成員	学内有識者	倉田		倉田	18. 2.24~19. 6.24
環境配慮促進部会構成員	学内有識者	吉田	17. 8. 1~	吉田	17. 8. 1~
ハラスメント相談員				石井	19. 4. 1~21. 3.31
男女共同参画委員会	官職指定	連携研究部長	17. 4. 1~19. 3.31	連携研究部長	19. 4. 1~21. 3.31
留学生センター運営委員会	教育・文・法・経済・公共の順 で講師候補者、教授可能	(経済)	17. 4. 1~19. 3.31	宮脇	19. 4. 1~21. 3.31
留学生センター点検評価委員会 (留学生センター運営委員会委員は兼ねる)		(経済)	17. 4. 1~19. 3.31	宮脇	19. 4. 1~21. 3.31
社会科学実験研究センター運営委員会	兼務教員の中から2年			肥前	19. 4. 1~21. 3.31
北海道大学クラーク会館委員会				中島	19. 5. 1~21. 3.31

平成19年度各種委員会委員等名簿（連携研究部・教育部）

1. 各種委員会等

平成19年 6月 1日現在

委員等名称	平成18年度	平成19年度
副部長	加賀屋	中村
附属公共政策学研究センター長		中村
執行会議	宮脇・加賀屋・佐々木・中村	佐々木・中村・中辻
拡大執行会議	宮脇・加賀屋・石井・佐々木・芝田・中村	佐々木・中村・中辻・石井・吉田文和
三研究科長会議	法・経・工の各研究科長・執行会議メンバー	法・経・工の各研究科長・執行会議メンバー
総務委員会	◎石井・山田・佐藤（雅）	◎石井・遠藤・吉田徹・佐藤
国際交流担当	遠藤	遠藤
I T 担当	八木橋	八木橋
広報担当	遠藤・木村・八木橋	◎遠藤・吉田徹・木村・八木橋
教務入試委員会	◎芝田・荒田・遠藤・佐々木・辻・町野・山下・山崎	◎吉田文和（前期）・芝田（前期）・◎直理（後期）・荒田（前期）・中島・中辻・堀口・肥前・山崎[入試]・松浦[入試]・蟹江[入試]
研究委員会	◎佐々木・倉田・宮本（太）・山口・宮本（融）・山崎（後期）・木村	◎中村・山口・宮脇・石井・宮本（融）・木村
環境科学技術政策委員会	◎中村・加賀屋・石井・荒田・石・栢原・眞柄・佐藤（雅）・宮本（融）・佐藤（立）・木村・八木橋	◎中村・石井・荒田・石・栢原・眞柄・佐藤・宮本（融）・木村・八木橋
評価委員会		◎佐々木、中村、石井、吉田文和、宮脇、佐藤雅代、事務長
公共政策学研究センター運営委員会		◎中村、石井、芝田、倉田、山田、佐々木、中辻、加賀屋、町野、宮本

2. ワーキンググループ

平成19年 4月 1日現在

WG名称	平成18年度	平成19年度
法人評価WG		◎中村・宮脇・佐藤

3. 支援室

平成19年 4月 1日現在

	平成18年度	平成19年度
支援室	高田	高田

4. 秘書室

平成19年 4月 1日現在

	平成18年度	平成19年度
秘書室	原田・高橋	原田・高橋

5. 北公会

平成19年 4月 1日現在

	平成18年度	平成19年度
北公会	佐藤（立）	青塚

4. 付録資料(6)

---学生への経済的支援実績一覧(資料39)

HATスカラーシップ 【年間36万円】

	支給実績(人)	応募者数
17年度	2	9
18年度	2	9

HOPSスカラーシップ 【年間25万円】

	支給実績(人)	応募者数
17年度	2	9
18年度	2	8

総長枠入学料・授業料免除【3名】

入学年度	免除者数
17年度	3
18年度	2
19年度	2

* 授業料は1年分免除。

日本学生支援機構奨学金

入学料免除

入学年度	全学免除者数	半額免除者数	申請者数
17年度	0	2	8
18年度	0	0	3

授業料免除

入学年度	全学免除者数	半額免除者数	申請者数
17年度			
前期分	0	5	6
後期分	0	5	5
18年度			
前期分	0	9	9
後期分	0	8	8

HOPS国際フェローシップ【パリ政治学院研修プログラム】

対象年度	支給実績者数
18年度	2

2007

外部評価委員会評価報告書

北海道大学

大学院公共政策学連携研究部・教育部

(公共政策大学院)

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学

大学院公共政策学連携研究部・教育部

評価委員会

Tel:011-706-3119



〒060-0809

北海道札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学公共政策大学院